

令和7年3月4日開会

令和7年3月5日閉会

令和7年3月定例会

予算決算常任委員会会議録

南伊豆町議会

区 分	職	氏 名	出	欠	委 員 外 議 員 出 席 者 氏 名	
予 算 決 算 常 任 委 員 会	委 員 長	宮 田 和 彦	○		長 田 美喜彦	
	副 委 員 長	岩 田 稔	○			
	委 員	安 藤 広 和	○			
		大 年 美 文	○			
		黒 田 利貴男	○			
		渡 邊 哲	○			
		比野下 文 男	○			
		稲 葉 勝 男	○			
		清 水 清 一	○			
		齋 藤 要	○			
事 務 局	局 長	廣 田 哲 也	係 長		勝 田 恵 子	
町 当 局 出 席 者						
職	氏 名		職		氏 名	
町 長	岡 部 克 仁		管 財 係 長		齋 藤 剛 史	
副 町 長	橋 本 元 治		防 災 係 長		桑 原 信 孝	
教 育 長	佐 野 薫		企 画 係 長		鈴 木 康 生	
総 務 課 長	勝 田 智 史		情 報 政 策 係 長		鈴 木 一 成	
防 災 室 長	平 山 貴 広		地 方 創 生 係 長		山 本 広 樹	

企 画 課 長	山 田 日 好	課 税 係 長	内 藤 彰 一
地 方 創 生 室 長	山 口 一 実	納 税 係 長	平 山 貴 寿
町 民 課 長	齋 藤 重 広	住 民 年 金 係 長	杉 原 美 奈
健 康 増 進 課 長	宮 本 利 江	健 康 増 進 係 長	山 本 真 美
福 祉 介 護 課 長	高 橋 健 一	福 祉 係 長	野 際 美 華
生 活 環 境 課 長	高 野 克 巳	子 育 て 支 援 係 長	鈴 木 由 奈
会 計 室 長	菰 田 一 郎	生 活 環 境 係 長	高 橋 大 輔
教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	佐 藤 由 紀 子	会 計 係 長	神 谷 舞 子
総 務 係 長	鈴 木 邦 広	学 校 教 育 係 長	鈴 木 ミ エ
財 政 係 長	鈴 木 章 郎	社 会 教 育 係 長	鈴 木 優 治

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○委員長 定刻になりました。ただいまの出席議員は定足数に達しております。これより予算決算常任委員会を開会いたします。

◎開議宣告

○委員長 会議に先立ち、町長の挨拶をお願いします。

○町長 おはようございます。

令和7年3月南伊豆町議会予算決算常任委員会第1日目でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより会議を開きます。

ここでお諮りします。

出席しております委員外議員の発言を許可したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長 異議ないものと認めます。

よって、委員外議員の発言を許可します。

◎議第31号の上程、説明、質疑

○委員長 当委員会に付託されました議第31号 令和7年度南伊豆町一般会計予算、歳出のうち、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第8款消防費、第9款教育費、第11款公債費、第12款予備費及びその関連歳入についてを議題とします。

提案理由の説明は、本会議第1日に予算編成方針の説明があり、内容説明は説明内容を記載した文書が事前に配付されていますので、これを省略します。以降の各特別会計及び各事

業会計についても同様とします。

追加説明がありましたらお願いします。

〔発言する人なし〕

○委員長 これより質疑に入りますが、質疑のある方は予算書及び説明書のページ数を明示し、内容を簡潔に一問一答形式で質疑してください。

質疑の対象を、第1款議会費、第2款総務費、第8款消防費、第11款公債費、第12款予備費及びその関連歳入とします。

なお、ふるさと寄附金事業関係の質疑は、2日目の第6款商工費のときに行うものとします。

質疑ありませんか。

大年委員。

○大年美文委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

当初予算の説明資料、主要事業説明資料の22ページですけれども、この円グラフですね。

○委員長 大年委員、マスクを。

○大年美文委員 ごめんなさい。

22ページの円グラフ、それに関連して、ごめんなさい12ページ。それと4ページ。3ページですね。何年か前、町税で人件費をクリアしようということで、数年前ですか、もう何年か前になりますけれども、何とか町税で人件費ぐらいいは頑張ろうやということで、一体となって頑張って、2年ぐらいですか、人件費を町税で賄えたという時代もありました。財政規模の似たような河津町さんあたりだと、もう町税で人件費を賄えるような状態なんですね。この辺を特別南伊豆町が職員が多いとかこの原因、こういうのを検証していますか、その辺をちょっと伺いできればと思います。

○委員長 総務係長。

○総務係長 お答えいたします。

今、本町の職員は全部で三役を含めて128名います。人件費ですが、今年度の人事院勧告によりまして、かなり人件費の高騰が見られて予算規模のほうが大きくなっているというような状況です。

河津町や近隣市町と比較しまして、そんなに職員規模も大きく変わっていないというような状況も委員のおっしゃるとおりであります。今後については、人件費のところについてはやはり経常経費になるようなところがございますので、そちらについてはあまりこれ以上職

員数をむやみな形で増加しないような形で人事のほうでは考えております。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 人勸で給料が上がったなんていうのは南伊豆町だけじゃないもので、そんなことは理由になんないと思うんですけれども。要はやっぱりこういうあのときも結構皆さん努力しましたよ、職員も。そういう努力もやっぱり考えなきゃなんない今の情勢じゃないかなということで質問しているわけであって、人勸が上がったからなんてそんなもう全国どこだって人勸が上がれば人件費が上がるのはこれは当たり前のことで、必要以上にこの南伊豆町の職員が多いということはないということですね。

○委員長 総務係長。

○総務係長 お答えいたします。

必要以上に多いという感じでは私どものほうでは捉えておりません。ただ、人員配置だったりとかこれからの見込みを考えていく上でどういうふうにしていくかというところは検討する余地があるかなと思います。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 町長、この辺何となく町長の感覚で大分河津町さんあたりだと税収が多いということもあるんでしょうけれども、その辺をどういうふうな形で捉えていますか。もしお考えがあればお聞かせください。

○町長 お答えいたします。

それも含めて町のDX化というのを進めているところでございます。こども園のゼロ歳児、3歳未満児のところも無償化したということも職員配置数が増えるということもございましたので、今まではやはり子育て支援をはじめ様々な政策の中で職員の配置が必要があったということもございますので、今後についてはその辺のところも先ほども言いましたとおり、デジタル化を進めた中で職員数の削減等を進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 できれば必要なところはそれを減らせとかって私言っているんじゃないんです。必要なところにはそれは手厚くしなきゃなんないですけども、そうではないところについては、しっかりと検証してもらって、人件費、当然これかかるものですから、これしよ

うがないと思いますけれども、よその町もやっぱりこれ努力していると思いますんで、その辺よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

黒田委員。

○黒田利貴男委員 予算書で38ページ、説明資料は36、35ページの標準準拠システム及びガバメントクラウドの運用の2款1項9目の事業№48の基幹業務電算事務。ここの36ページには、今のシステムを標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行、そして35ページのほうには運用とあるんですけれども、ここの根拠とあと内容の説明をお願いいたします。

○委員長 情報政策係長。

○情報政策係長 お答えいたします。

まず根拠についてですが、標準準拠システムへの移行につきましては、令和3年9月1日に施行されました地方公共団体情報システム機構の標準化に関する法律に基づき進めております。

なお、こちらの法律につきましては、法律による標準化への移行期限につきましては、今年度末、令和7年度末を原則として進めているところでございます。

当町におきましては、こちらに主要施策のほうに記載してございますが、今年度、令和7年9月29日をもって標準準拠システムへの移行を行う予定でおります。

運用につきましては、標準準拠システムにつきましては、現在うちのベンダーでございますTKC社のクラウドを使用しておりますが、標準準拠システムへの移行につきましては、ガバメントクラウドという政府が定めたクラウド環境への移行が推奨されておまして、そちらへの運用経費等が今回上げさせていただいているものになっております。

ガバメントクラウドへの運用につきましては、通信関係とシステム関係の運用が必要になりまして、通信関係につきましては、環境委託ということで予算のほう上げております。システム運用のほうにつきましては、利用委託という形で上げてございますので、以上になっております。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 政府の定めるものへの移行、上位法に基づいた形というところは分かったんですけれども、このクラウドですんで、サーバーを使わなければならないといった中で、セキュリティーの面に関しては、これ、外国にあるアマゾンのサーバーを使う形になるわけ

ですけれども、セキュリティーの面に関してはどのようなになっているかお聞かせを願いたいと思います。

○委員長 情報政策係長。

○情報政策係長 お答えいたします。

まず、AWS、アマゾンクラウドの件ですけれども、このガバメントクラウドの利用につきましては、国のほうで国外にはサーバーを置いちゃいけないということで国内にサーバーがございます。そうすると、セキュリティーの面につきましては、国の厳格なセキュリティー基準を満たしたものがガバメントクラウドの事業者として認められております。中でも業者のほうは国内にいろいろあると思いますけれども、現時点では4つの業者、アマゾンとマイクロソフトとグーグルとオラクル社と日本のメーカーにさくらクラウドというのがあるんですが、そちらの5者が認定受けておりまして、セキュリティーに関しては万全を期しております。

ガバメントクラウドへの通信回線ですけれども、専用回線になっておりますので、まず外部からの侵入は防げないというふうになっております。万が一に備えまして、冗長化を組んでおりまして、まず専用回線とNTTのひかり回線を使うんですけれども、冗長しておりまして、通信経路につきましても東日本回線と大阪経由の西日本回線、2系統用意してございますので、セキュリティーと通信関係については万全を期しております。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

稲葉委員。

○稲葉勝男委員 委員外。すみません。

2款の総務費の関係で、予算書ですとページ39ページ。

地域づくり推進事業費、この中で、昨年の予算の中には、地域活性化起業人推進事業が1億6,800万円計上されていまして。この事業のメリットというのは昨年の予算説明書によりますと都市企業等の外部の専用知識を有する人材を活用することで、行政内部の人材のみでは解決できない困難な課題の解決をより効果的に進めることができるとの事業内容でありました。これが本年度は予算計上されておられませんけれども、これはもう目的がもう達成されたから本年度は計上しなかったということだとは思いうんですけれども、6年度にこの事業内容に沿ったような行政内部が人材だけでは解決できなかった問題があったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長 地方創生係長。

○地方創生係長 お答えします。

今年度までありました地域活性化起業人につきましては、教育アドバイザーという形で教育に関する業務に就いて支援をいただいております。こちらの方につきましては、地域活性化起業人が同一企業からの派遣というのが3年間ということで決まっております、その3年間を満たしたというところで、今回の教育アドバイザーについては、今年度で終了という形になります。令和7年度につきましては、これにつきましても地域活性化起業人の活用については、今後も検討していくところなんですけれども、実際、相手企業を見つけることがかなり難しいというところもありまして、今のところは予算の計上のほうはされてはいませんが、来年度、また町として外部人材が必要という案件とあとは地域活性化起業人として来ていただく企業が見つければ、今後も補正予算という形で予算を取りながら活用していきたいと考えております。

以上です。

○委員長 稲葉委員。

○稲葉勝男委員 私がお聞きした行政内部で解決できない問題というのは特にはなかったというところでいいですか。そういうふうに。

○委員長 地方創生室長。

○地方創生室長 お答えいたします。

課題がなくなったわけではないという状況です。ただ、この制度を使うには、相手方の企業を見つけてそこから人材を派遣していただくという必要があります。今回は、今の段階で派遣していただける人材が見つからなかったという状況でございますので、今後見つかった際には、補正予算等で計上させていただいて、人材を獲得していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

岩田委員。

○岩田 稔委員 予算書ページは41ページで、説明資料でも41ページでなります。

自治体DXの推進というところで質問させていただきます。

私、9月の定例議会でもこのことについて質問させていただきました。LINEでいろいろなことができるようになります。その中で、私も質問いたしましたけれども、スマホ教室等々、

要はまだデジタルが使いこなせていない世代が数多くいるけれども、その手当てをどうするかということを質問させていただきました。前回はスマホ教室等々開くということですが、まずここにもスマホ教室を実施する予定であると書いてありますが、場所とかあとのくらい
の予定があるのかお答えください。

○委員長 地方創生室長。

○地方創生室長 お答えいたします。

スマホ教室につきましては、今年度の状況を見ながらやる場所等は決定していくという想定をしておりますが、今年度既に役場の庁舎、それから各地区数か所で実施をさせていただいております。

ただ、各地区での実施については、参加者がなかなか集まらないという状況もありますので、町のほうから団体等が事業を実施している場所、人が集まる場所に出向いて行って、そこで教室をやらせていただくという手段も活用させていただいているというところでございます。

なお、3月にも役場のロビーにおきまして、毎週水曜日、直近の水曜日は除きますけれども、12日から毎週水曜日にスマホ教室午前中実施させていただくとともに、16日に芸能発表会がございます。そちらでも高年齢者向けにスマホ教室を実施するということで動いております。

以上です。

○委員長 岩田委員。

○岩田 稔委員 ありがとうございます。

とってもいいことだと思います。ぜひなかなかお年寄りのところが集まる場所に行くというのはすごくいいことだと思いますし、人が集まる場所でそういう方策やっていただくとすごくありがたいと思います。

それと、引き続き同じページなんですけれども、LINEの登録者数が目標が1,500人、人口の約20%を目標にされているということです。私も先日このLINE登録してきました。現在、登録者数どの程度になっているのか、お答え願いますか。

○委員長 地方創生係長。

○地方創生係長 お答えいたします。

本日の朝見たところですけども、1,058人が登録者数となっております。

以上です。

○委員長 岩田委員。

○岩田 稔委員 ありがとうございます。

目標に近いですね。このまま頑張ってください。

それともう1点、同じページに書いてあることなんですけれども、職員会議用の情報システムのL o G oチャット、このことについてちょっと教えてください。

L o G oチャット、予算が54万ついています。これの根拠等あったらちょっと教えてください。

○委員長 地方創生係長。

○地方創生係長 お答えします。

こちらは、1人につき300円という使用料となっております。300円掛ける今回は150人分ということで、掛ける12か月で使用料となっております。

以上です。

○委員長 岩田委員。

○岩田 稔委員 ということは、これはあくまでも予測で数字を出しているということなんですよね。当然のことながら、人数掛ける300円ということは、大体このくらい人数がこのL o G oチャットを利用するであろうと。このシステムは全国で大体8割ぐらいの自治体で利用されて、私がちょっと調べたところによると1,488自治体。そのぐらいのやつが利用している大変職員の間の中で情報交換がされ大変便利なシステムだと伺っております。現在も利用されていると思うんですが、どうですかね、使い勝手というのは。その辺がもし分かりましたら教えてください。

○委員長 地方創生室長。

○地方創生室長 お答えいたします。

職員で既に活用させていただいておりますが、ただ、よく使う方、それからあまり使わない方というのが割とはっきりしているという状況でございます。使い方としましては、公式なもの、各課内、課をまたぐやり取りとかについては、基本的にはメール、代表のメールから代表のメールに送信すると。各課をまたぐ、あるいは各課内での個人的なやり取り、個人的なというか、公ですけれども、個人間のやり取りにつきましては、個人メールという形で、そのほか本当に簡易なやり取り、例えば資料だけ送るとか、情報提供だけすると、そういうものについてはL o G oチャットという形で住み分けをさせていただいて、これから周知を図りつつ、職員間の需要を高めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長 岩田委員。

○岩田 稔委員 ありがとうございます。

そのチャットを秘匿性というかどうかなんでしょうね、システムの安全性、要は外部に漏れるとかそういったところについてはセキュリティーについてはどの程度なんですかね。

○委員長 地方創生室長。

○地方創生室長 答えいたします。

L o G oチャットを導入する理由の一つとして、L G W A N回線が使えるという形になっております。これによって全国の自治体の多くがこのL o G oチャットを使っているということで、L G W A N回線の中で動いておりますので、基本的にはセキュリティーの面は守られているというような状況でございます。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

黒田委員。

○黒田利貴男委員 1点お聞かせをください。

予算書40ページで、公共交通の維持のところ、説明資料38ページです。

ここの特定財源の説明のところに、県の支出金の項目が2つあるんですけれども、ここの部分についてお答えを願いたいと思います。

○委員長 企画係長。

○企画係長 答えします。

申し訳ありません。記載誤りとなりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 前回のときだったかな、前年だったか、大年委員のほうからもこの説明資料の作成に当たって、途中で差し替えであるとか様々そういったことはあんまりよろしくないよという話があったと思います。そういった中で、こういったミスプリ、ミスは極力控えてもらいたい。短い期間の中で我々委員はこの説明資料と予算書を隅から隅まで見なければならぬ。そういった中で、見たものを途中で差し替えとかこういうミスプリがあつて、あれここ何だろうというふうに、ミスプリとは分かったんですけれども、悩ませることがないようにしていただきたい。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

稲葉委員。

○稲葉勝男委員 予算書ページ41、地域おこし協力隊推進事業、この中で地域61事業で地域おこし協力隊の起業と支援の補助金、これが3名分ということで記載されておりますが、ちょっと起業の内容、どういう起業をする方が3名いられるのか、この内容をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長 地方創生係長。

○地方創生係長 お答えします。

こちらの地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱というものがございまして、その要綱に従って補助金のほうを支給をしております。この交付の要件としまして、その事業内容、細かく分かれているわけではないんですけれども、要件としましては、地域おこし協力隊が町内で起業すること、すみません、失礼しました。ちょっと質問の内容が理解が申し訳ない。3人今回利用するという形ですけれども、この起業補助金が今回対象となる隊員が3人いるからという形になります。任期終了の前後1年以内がその事業の対象となりますので、その期間内に退任する隊員が3人いるという形になります。

以上です。

○委員長 稲葉委員。

○稲葉勝男委員 いられるということは分かるんですけども、その方たちがどういう起業を予定しているのか、その辺は予算書に計上している、これは1人100万だから、何かやれば100万やりますよということなんだけれども、起業のその内容までは把握しないで100万というのを出して、予算の段階で、例えばAさんがこういうことをやりたいからと言えば予算を組んであるわけだ、3人やるということ。その人たちがどういう起業を今予定しているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○委員長 地方創生室長。

○地方創生室長 3名が退任する予定でございまして、それら3名につきましては、1人はゲストハウスを運営したいということを聞いております。もう1人はインターネットを使った町の魅力を発信するような事業をしたいと。それからもう1人はこれまで事業として取り組んでいたふるさと納税、それから地域活性化、地域の産業振興を主とした事業をしたいと。事業内容までは確定しておりませんが、そういった事業に取り組みたいということで、

意思は何っている状況でございます。

以上です。

○委員長 稲葉委員。

○稲葉勝男委員 ありがとうございます。

それで、もう1点、関係なものですからお聞きしますけれども。地方創生事業の中で、ミナミイズ人と経済活性化推進協議会補助金の事業内容と今年度は、これの内容前年対比でも190万ぐらい増えているのかな、その事業内容は前にもお聞きしたけれども、ちょっと忘れたものですから、もう一度内容をお聞かせいただきたい。昨年より190万というの、2倍超えになったのかな、2倍超え近くが増額されているものですから、相当の内容があると思います。ちょっとその辺をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長 地方創生室長。

○地方創生室長 お答えいたします。

昨年と比べて、金額的には減額だというふうに認識しております。今年度、令和6年度が290万円ぐらい、令和7年度が100万円という形でございます。事業内容としましては、移住・定住の関係でお試し移住事業等を実施しておりましたが、お試し移住事業等を町が直接実施していくということで事業内容の精査をさせていただいたというところでございまして、それによって補助金額が減額されているといったような状況でございます。

以上です。

○委員長 稲葉委員。

○稲葉勝男委員 分かったです。すみません。

○委員長 よろしいですか。

○稲葉勝男委員 はい。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

岩田委員。

○岩田 稔委員 ありがとうございます。

2款総務費の業務名は南伊豆町庁舎の管理、このことについてちょっと教えてください。

説明書は23ページですね。今、2階のフロアの照明が暗くしている、来庁者の来やすい空間を維持するためにいろいろお金をかけてやっていますけれども、なぜあそこ暗くしているんですか。

○委員長 管財係長。

○管財係長 お答えいたします。

フロアを暗くしているというのは、廊下の照明のことでよろしいでしょうか。分かりました。

竣工からもう13年がたっていますけれども、廊下については日の当たる、日が入るときは消していたりですとか、あと曇天で日が入らない場合はつけたりというような形で省エネを試みております。

以上です。

○委員長 岩田委員。

○岩田 稔委員 省エネですか。何のためにあそこのフロアをきれいにしてお客様を迎えるためにわざわざLEDもつけているんだから、ちょっとその省エネという意味が僕には理解できないんですよ。あそこが何か暗ぼったいというのは、私すごくテンションが落ちます。これは多分、あそこのあのフロアで特に働いている人たちも僕は同じなんじゃないかなと思ってね。やっぱり来たときに気持ちよく来庁するためには、僕はあそこをわざわざLEDまで使ってお金かけてここでやっているわけですから、電灯をわざわざ消す意味がちょっとないと思うんですけれども。その辺、町長どうお考えですか。

○委員長 町長。

○町長 お答えいたします。

町長室も常に照明は半分だけつけて半分消しているという状況でして、省エネに、LEDに県のほうの市町村振興協会だったかな、の補助をもらいながら町内の公共施設のLED化を進めているところですけども、やはりLEDにしたからよしということじゃなくて、いろいろなことを節電を含めた中で、費用がかからないようにするというのも重要かと思いますので、今後は暗くてちょっとご不便をかけるようであればまた考えなきゃいけないかなというふうに思いますけれども、しっかりと税金を使っているわけですので、そのところは儉約をしていくということはある程度ご理解をいただければなというふうに考えております。

以上です。

○委員長 岩田委員。

○岩田 稔委員 分かりました。儉約もいいんですけども、僕時々町長室にお伺いするんですけども、やっぱり何か雰囲気悪いんですよ、正直何か暗ぼったくて。町長、わざわざ部屋をああやってオープンさせているんだったら、入った瞬間にいるかいけないか分かるぐらいは、明るくしてもらわないと、正直、行きづらいです。ですから、町長が見えるように、ところ

はせめてもう少し明るくしていただいて、いつでも町長がいるなとか町長が仕事されているな、そういった雰囲気づくりもするためにも、僕は儉約も大事ですけども、そういった何ですか、ここに来庁しやすいためのお金をかけているわけですから、その辺もう一度検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

清水委員。

○清水清一委員 10番、清水。

予算書の47ページで、マイナンバーカード普及促進事業についてお伺いいたします。

説明書あと48ページに書いてあるんですけども、マイナンバーカード、私どもはマイナンバーカード、今度の私の誕生日で有効期限が10年たったという形で、有効期限が来ます。そうすると、健康保険証なんかも切れてからだと使えなくなるわけで、また車の免許という話もございますけれども、このマイナンバーカードを作るのにやっぱり手間がかかる人がいっぱい、時間がかかる人がいるんじゃないのかなと考えます。それについて、有効期限が切れる前にお知らせする方策なんかを考えているのか、またその対策等はどうか考えておられるのか、係の方にお伺いいたします。

○委員長 住民年金係長。

○住民年金係長 お答えします。

マイナンバーカードのカード自体の更新の期限は10年となっており、マイナンバーカードの中身に電子証明というの入っているんですけども、そちらの更新が5年で切れるような形になっているんですけども、どちらも誕生日が期限となっておりまして、そちらの切れる約3か月前に国のほうから青い封筒で通知が行きますので、そちらが届きましたら手続きをしていただくような形になっております。3か月前に通知をさせていただいているので、その間に手続きやっていただくような形でお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長 清水委員。

○清水清一委員 3か月間、猶予あるからその間にやっていただきたいという形ですけども、その後、誕生日の方がいっぱいおられてやっぱり混みやすいんじゃないかな。猶予的には最初だから慣れてないからとかそんな形で半年ぐらい前からやるのかなと思っていたんですけども、3か月しかないという形で、これから国全体がそういうふうに行っていくという形

で解釈してよろしいでしょうか。

○委員長 住民年金係長。

○住民年金係長 お答えします。

そうですね、中身の更新とかも3か月より前に手続きに来てしまうと更新もできないような形になっておりますので、国のほうが3か月前に通知が行きますので、そちらが届いたらやっていただくような形でお願いいたします。半年とかになってしまうと結構長くなってしまいますので、ちょっと短い期間で3か月前になってしまいますが、それでよろしく願います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

齋藤委員。

○齋藤 要委員 地域おこし協力隊について、室長に聞こうかな。

うちのほうに1人、有名な人がいたじゃ。その人の期限は、切れるの、まだあるの。

○委員長 地方創生室長。

○地方創生室長 お答えいたします。

この3月31日をもって退任予定でございます。

以上です。

○委員長 齋藤委員。

○齋藤 要委員 分かりました。

それで40ページにある、説明資料の。ここでいくと、1人新規に採用することになってるんじゃ。これありましたか。

○委員長 地方創生室長。

○地方創生室長 お答えいたします。

令和7年度当初、4月からは1人の採用が決定しております。健康増進事業に関わる地域おこし協力隊ということで、このほかに令和6年度中に全体で7名の募集をさせていただきましたが、その中で2方採用という形になっております。そのうち1方は既に着任して、先日新聞等でも報道させていただきましたが、活動しているという状況で、4月からまた1人。残りについては、再募集をかけていくというような状況で動いております。

以上です。

○委員長 齋藤委員。

○齋藤 要委員 もう1点。結局今のこれ6人でもっての金額だということだな。1,700万。

そうしてみると、6人で割ると結構な給料になるな。

はい、分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

黒田委員。

○黒田利貴男委員 予算書43ページ、説明資料で42ページになるんですけども、奨学金の返還補助金のところで、ここに説明があるんですけども、その他のところにやむを得ない理由以外の理由で補助金の返還要求となっているんですけども、この部分について、どういったことが対象となるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○委員長 地方創生室長。

○地方創生室長 お答えいたします。

基本的には3年未満で、町外転出した場合は全額返還の対象と、5年未満の場合は半額返還の対象という形になっておりまして、逆にやむを得ない事情というのは、例えば転勤等でやむを得ず町外に転出せざるを得ないといったような場合が想定されるという状況でございます。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 分かりました。ほかにも多分、当町にどこか就職、または家業を継いだといった中で3年も満たない間に転職をせざるを得なくなると、町外へ出なければならないといった場合に、そういったときの奨学金の返還、そういったところではどのように現在考えているか、お聞かせを願いたいと思います。

○委員長 地方創生室長。

○地方創生室長 お答えいたします。

原則は本人の意思によって転出等する場合については返還対象になるということにさせていただいております。移住・定住、それからIターン・Uターンを目的として奨学金の返還支援制度を設定させていただきますので、基本的には町内定住を目指していただくと、これについては5年間定住する意思があるという誓約書もご記載いただいた上で、返還についてもご説明させていただいた上で、奨学金の返還支援をしていきたいというふうに考えております。

例えば死亡とか、それから先ほど言いましたやむを得ない転勤等で町外出た場合について

は、基本的には返還を免除するという形ですが、個人の意思という場合については、基本的には返還対象になるということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 仕方なしに生活のために町外へ転出せざるを得なくなった場合であるとか、様々考えられると思うので、そこら辺のところをしっかりとこの説明資料もそうなんですけれども、奨学金の補助金を受ける方については、しっかり説明をしてやらないと困ることになるというふうに思うので、できれば生活のために仕方なしにでもそういった方にしてみると将来は帰ってくる可能性もなきしにもあらずなので、そこら辺しっかりともう一度見直しをしていったほうがいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長 地方創生室長。

○地方創生室長 お答えいたします。

やむを得ない事情につきましては、町長が認める場合についてはやむを得ない事情ということで町長が認めるという場合については、返還対象から除外するという規定もございますので、事情をよく判断して対応していきたいというふうに捉えております。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

齋藤委員。

○齋藤 要委員 さっき一つ言い忘れた。室長、お願いだよ。あの有名人はうちの隣に引っ越してきたけどさ、ニワトリをあっち持って行ったりこっち持って行ったりして、女衆がうるさくてしょうがないって、朝。それを盛んに言うだよ、俺に。バカ、そんなこと言ったってしょうがないって言っているけれども。今度は伊浜に来るようなことがあったら、一言注意をしておいてください。お願いしますよ。

○委員長 要望ということですね。

ほかに質疑ありませんか。

大年委員。

○大年美文委員 予算書の94ページ。これ説明資料にないもので。

湊地区津波避難タワー補修設計業務委託が計上されていますけれども、湊の避難タワー、大分老朽化というか傷んでいるところが見え始めたんですか。その辺をちょっとお伺いします。

○委員長 防災係長。

○防災係長 お答えいたします。

湊地区にある津波避難タワーは、平成25年度、平成26年2月、3月に完成しております。そこから十二、三年以上が経過しておりますので、どこかが傷んだとかどこか明確的な補修があるというわけではありませんですけれども、今後のメンテナンスをしていく上でも1回業者さんに見ていただいて、どのぐらいの今後、補修が必要なのかというのをやっていただく事業費になっております。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 10何年たてば鉄ものですんで、老朽化も出てくるでしょうし、正直に言います結構お金をかけて建てたものですが、使わずに朽ちていく分には全然構わないと思いますけれども、いざというときに安全性が保てないのでは、やぶ蛇になっちゃいますんで、それはもう徹底的にやってもらいたいなと思います。

委員長、同じ項目でもう一つ質問していいですか。

○委員長 はいどうぞ。

○大年美文委員 説明資料の30ページ。それで予算書の同じく95ページです。

自主防災事業費補助金、これが計上されています。前年に比べて50万ほどアップされているという中で、以前ですと例えば防災資機材の整備というのと割とメニューが数多く用意されていて、それを各自主防災、今自主防と言うのか言わないのかちょっと分からないんですが、その辺のメニューから選んで整備したというような、私は経過があるんですが、今はそれが柔らかくなって、割とあれですか、自主防災さんのほうからのリクエストには柔らかく応じるような部分があるのか、例えば非常食だとか非常用水だとか、飲料水だとかというのはまあメジャーなものですけれども、それ以外にも、うちはこういうものが欲しいというのに対してこれ柔軟に対応しているんでしょうか。その辺をお伺いします。

○委員長 防災係長。

○防災係長 お答えいたします。

今、議員おっしゃるとおり、メニュー様々ございまして、今おっしゃっていただいた防災資機材の整備事業、備蓄食料の整備事業、避難地、避難路の整備事業、様々なメニューがある中で、防災資機材については、各自主防災組織さん、自主防災会長が欲しいと言われるものの柔軟に対応しております。具体的な例を挙げますとチェーンソーとか草刈機とかそういった

たものにも補助を出しております。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 その中でも一番下段にあります避難地及び避難経路整備事業、これはそれぞれ3分の2ですとか10分の10とか決まっているんですけども、本年度、この補助金を利用して避難地あるいは避難路の整備したという実績はありますか。

○委員長 防災係長。

○防災係長 お答えいたします。

令和6年度に、今年度、避難地、避難路を整備した件数は5件ございます。細かく言いますと西子浦区、市之瀬区、中木区、そのほかには大瀬区等が申請して事業は完了しております。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 それは、たまたまうちの地区は有志がちょっと休みの日を利用して手作業で山を通路を造ったりして、いろいろ作業して、なかなか業者を入れないで自分たちでやろうということで、原材料のあれ何ていうんですか、足がつぶれないような木を町のほうから整備してもらって、それで作業したような経過があるんですけども。この避難路の整備の中で、業者さんを入れたような地区はありますか。例えば重機を入れて造ったとかいうようなところはあるんでしょうか。その辺あればお聞かせください。

○委員長 防災係長。

○防災係長 お答えいたします。

例えば中木区さんなんか業者さんを入れて避難路にコンクリート舗装したり、そのほかはどうしても避難路になりますと、津波からの避難路という地区が多いものですから、坂道に対して手すりをつけたり、そういった自主防災会がございます。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 我々のところも避難路の整備というのなかなか手作業でやるとものすごく労働力があって、どうしてもいつも有志の方といっても限定された方でやっているんですけども、なかなか厳しくて場所的にもちょっと重機が入りにくいようなところもあるんですけども、そういうところに重機以外でも業者さんをできるだけ使わないで自分たちでやろう

やということで目標を28メートルと、海拔28メートルのところまで行こうやと。最初25メートルまで行こうとしたんですけれどももう3メートル行こうやということで段々高くなる分にはいいんですけれども避難するお年寄りのことも考えて、緩やかなスロープを造らないと、なかなかこれ中学生や高校生はぴょんぴょんと逃げられるところなんですけれども、高齢者、特にハンディのある方には大変厳しいようなところで造っているもので、その辺の業者さんへの補助、業者を入れたときの補助は3分の2という理解でよろしいでしょうか。

○委員長 防災係長。

○防災係長 お答えいたします。

おっしゃるとおり、業者さんが入った工事等になりますと3分の2、冒頭におっしゃられた地域住民で整備したよといったものに必要なものは原材料支給になりますので、10分の10補助を考えております。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 了解しました。

できれば、また何ていうんですか、まだまだ地域にやっぱり区長さんだけは知っているんですよ。なかなかこういうメニューがあるよとかというのが、行き届いてない、広報誌等で続いてまたPRしたほうがいいのかなと。住民の発案で結構大事なもので、そういうのを区に提供できればいいなと思いますのでよろしくお願いします。

委員長、それで同じ大規模地震対策事業の中でもう1問質問したいんですがよろしいでしょうか。

○委員長 いいですよ。今のは1回終わりということ。

○大年美文委員 同じ大規模地震対策事業の中の説明資料の32ページ。

老朽危険家屋の解体撤去補助金、これも前年に比べて50万円ぐらいアップされていると。予算の中で。取りあえず、今年度この事業に対する実績というのはありますか。その辺をお伺いします。

○委員長 防災係長。

○防災係長 お答えいたします。

令和6年度は行政区からの申請が1件ございまして、300万の支出をしております。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 もうこれ本当に大事なことだと、この事業大事なことだと思ひまして、これ10人が10人いてこれ危ないなあというのが多々目にする場合があるんですね。この危険と思われる判断というのをご家族とか所有者が理解していただければいいんですけれども、理解というか、例えば相続とかでもうぐちゃぐちゃになっちゃってて、言葉が悪くて申し訳ないですけれども、もう分かんないよと、所有者も。現地も見たことないよというような人と相談してもこれ話が進むのかどうか、ちょっとクエスチョンマークじゃないかと思うんです。その当時点で、例えばその方たちが例えば地元の区長さんにこういうのをお願いしているというようなそういう話の分かる人だったらいいんですけれども、あくまでも個人の所有者なんで、勝手に当然行政が手を出せるものじゃないんですけれども、その辺の対策って何か考えていますか。あればお聞かせください。

○委員長 防災室長。

○防災室長 お答えいたします。

こちらの件につきましては、あくまでも個人の資産のという形になりますので、案内等につきましては、町民の方につきましては、こちらのほうの制度については広報誌のほうでお知らせのほうをさせていただきながら、ホームページのほうにも載せていただいております。参考というか一例としますと、関東のほうにお住まいの方が町内に物件をお持ちということで、多分相続されている物件になろうかと思ひます。そちらについての問合せという形で該当になるかどうかという判断、ご確認の連絡が来ました。ただ、現場のほう、現地のほう確認した中では、全く危険であるというような家屋ではなく、ただこちらの利用がないので、この制度が使えないかという形の問合せだったものですから、こちらについてはすみませんという形でお断りした経緯がございます。以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 消防の場合ですと、空き地とかあって、枯れ草等が繁茂しているような状況の土地については、火災予防条例の中で草刈りをしてくださいと通知を出せるんですね。予防の上で。それ結構他府県にも出していますし、結構意外とその通知やるというのは大事ですね。何ていうか。関心をまず持ってもらふということ大事なもんで。いろんな出し方もあるでしょうけれども、そういう何ですかね、老朽化に対する一つの手段として、ご本人あるいは所有者の方にもやんわりと最初のうちは通知する、区長さん通じて結構ですけれども。やっぱり行政のほうからここ危険な状態ですよというようなのを、当然そういう方というのは、もう年に1回も来ない方が多いんじゃないかなと思ひれます。そういう方には、やっぱ

り通知をもって危険ですよというようなこともお知らせすることも必要なことかなと思うんですけども、その辺のお考えはありますか。

○委員長 防災室長。

○防災室長 お答えいたします。

こちらのほうの補助金につきましては、実質的な形で解体をとった形を目的としております。その中で、所有者についての通知という形になりますと、その所有者の居所ないし連絡先の出所というのは多分税情報になろうかと思えます。そちらについては、同じ職員の中でもなかなか公開というか、こちらのほうで認知できるものではないという認識でございますので、別の形での広報という形を今後も続けていきたいと考えております。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 あれですか、本当に危険だと思われるやっぱり施設でもあれですか、打つ手がないと。要するにそういう通知とかお知らせする分については打つ手がないもんですか。もう一度お答えもらってよろしいでしょうか。

○委員長 防災室長。

○防災室長 お答えいたします。

誰が見ても危険であって、かつ避難路等その家屋が倒壊した場合に、避難路等障害となってしまうという形、こちらのほうはその家屋についての自主的な解体という形で設けた制度でございます。それ以外の形といった場合には、今後多分整備されていくであろう行政のほうでの代執行的なものという形が考えられるかなと思っております。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 なかなか難しい部分だと思います。

権利は主張して、義務を果たさないという人間が世の中たくさんいるんで、やっぱりこういうところで本当に今の岩手の火事じゃないですけども、ほんの気持ちのごみ焼きがあれだけになるんですよ。災害ってそんなもんですよ、恐らく。本人はもちろんこんな大火災になるなんて思っちゃいないと思いますよ。ただ、ほんのちょっとしたことがあれだけの火事になっているんですね。やっぱり災害というのはそういうものだと思ってますんで、私は。極力それを未然に防ぐ手法があるならまた今後お考えをいただきたいなと思います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

黒田委員。

○黒田利貴男委員 今回の質問と関連するかもしれないですけども、予算書94ページ、説明資料は28ページになります。災害対策用備品の事業のところ、室内通信システムの整備の目的と今後これを拡大していくのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長 防災係長。

○防災係長 お答えいたします。

室内の通信システムの整備につきましては、令和7年度2件を予定しております。どのようなところに整備をしていくかという優先順位を防災の中で決めておりまして、まず、そこが電波の防災行政無線、移動系の防災行政無線の電波状況が悪い地区、それに伴って地震や津波、土砂災害河川氾濫の被害がないような地区の公民館、センターへの整備を予定しております。その中で今年度、令和6年度は説明資料にもありますとおり、伊浜地区で整備をさせていただきました。来年度は南上で1地区、あとは防災の物資拠点となる三坂の防災センターの整備で2件を予算計上しております。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 令和6年度伊浜地区において、設置をしたと。その要は受信感度的な部分で大幅に違ってきているのかどうかお伺いをしたいと思います。

○委員長 防災係長。

○防災係長 お答えいたします。

伊浜のこのセンターで、整備前に電波状況を測ったところ、屋外で何とか通信ができる状況でした。ただ、ここに写真にあるとおりポールを立ててアンテナを立て、有線で室内に持ってきたところ、常に通信状況切れることなく通話ができる、会話ができるといったところで、アンテナでいきますと1本立つか立たないところだったのが常に2本以上が立っている状況でございます。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 災害が大規模化している中でこういった通信システムの整備というのは、非常に重要なものになってくるというふうに思いますんで、今後も随時しっかりと拡大をしていってほしいというふうに思います。

この移動式の通信システム、今防災車に積んであるものと同じものでしょうか。お伺いします。

○委員長 防災係長。

○防災係長 お答えいたします。

おっしゃるとおり役場の公用車についている機材がまさしく移動系の防災行政無線でございます。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 それであればなおさら例えばセンターとかから外へ災害が起きたときに、区長なり防災委員が点検に行くときにこの機械につける移動用のアンテナをもう1本予備に各地区へ渡して行くと、なお通信がしやすい状況が生まれてくるのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

○委員長 防災室長。

○防災室長 お答えいたします。

こちらにつきましては、移動系のほう許可のほうもあたりというチャンネルの、台数許可等もございますので、今後、今の委員の意見については、また東海総通さんのほうも絡めた形で検討のほうさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

大年委員。

○大年美文委員 説明資料の42ページお願いします。

先ほど、黒田委員のほうから質問がありましたんで、それに関連して質問させていただきます。

この奨学金の返還補助金、非常に大事なことだと私は思っています。

今年度から実施するということで、私は本当に賛成なんですけれども、この180万円といいますと、年間最高限度額18万円に対して180万円ということは10人、これは積算した根拠というのは何かあるんですか。

○委員長 地方創生室長。

○地方創生室長 お答えいたします。

現在、教育資金の利子補給という制度があります。こちらで教育資金を教育ローンを使わ

れている方というのもいらっしやいまして、その中からですと、こちらでも奨学金に対しての利子補給を行っています。そこでは、2件程度の利用がございました。各学校、今高校に確認をさせていただいたところ、大体進学する方の60%ぐらいは奨学金を使っているだろうということで、初年度については10名ということで想定をさせていただきまして、今後、初年度の状況を見ながら調整をかけていきたいというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 そうですね、利子補給からすれば人数は出るわけなんですけれども、私本当にこれちょっと調べたんですよ。月に10万円奨学金を受けた方が4年間大学に行くと480万円ですよ。これが返済額何と640万近いんですよ。これ160万円ぐらい利息がつくんですね、これ。これ本当にこれから卒業して就職した子が640万円の借金をしているんですね、もう。非常に、もちろん借りたお金ですから返すのは当然といえば当然なんですけれども、非常にこれは重たい金額じゃないかなと思いますんで、本当にこの辺を、人数的にも恐らく60%と今言われたと思うんですけれども、私はその60%どころじゃないなという気はしています。

ぜひこの180万円超えても補正なり何なりして、該当する方がいれば厚く補助してやってやりたいと思いますが、今のその数字を聞いていかが思いますか。

○委員長 地方創生室長。

○地方創生室長 返還額につきましては、月1万5,000円というところを基準に考えさせていただいているところでございます。基本的には4年間大学に通った場合の奨学金対象として捉えております。人数につきましては、大体進学される方が町内全域で、大学に進学年齢の7割ぐらい、それからそのうちの60%ということで、約20名ぐらいが奨学金の対象となるだろうと。そのうち町内に住まわれる方、南伊豆町に帰って住まわれる方を人数換算させていただいて、今回は10名という形で調整させていただいております。

先ほど大年委員がおっしゃったとおり、今後この対象者が見込みよりも増えてくる場合については、補正予算等で対応できるということで、財政当局と相談をさせていただいておりますので柔軟に対応していければというふうに考えております。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 これ上限18万円で10年間ということは、180万円ですよ、もう10年間支給するとなると。640万のうちのそれでも180万円町が援助するというようなことで少しでも助

かと思っています。何しろこれからの高校を助けてしょう。ぜひ人数が増えたときには補正でも何でもして町の子たちを守ってあげるように努めてください。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

黒田委員。

○黒田利貴男委員 恐らくこれで最後になると思うんですけども、予算書47ページ、それで説明資料49ページの証明書のコンビニ交付、これ毎回質問させてもらうんですけども、なかなか利用率が伸びていかないといった中で、現在の利用状況についてお聞かせを願いたいと思います。

○委員長 住民年金係長。

○住民年金係長 お答えいたします。

現在の利用状況ですが、今年度1月までの利用については、住民票が月平均34.9通、印鑑証明については28.7通になっております。昨年1年間の4月から3月までの数が平均34.4、印鑑証明のほうは30.2ということで、昨年と同じくらいになっておりますが、一応町の窓口で手続きに来たマイナンバーをお持ちの方にもコンビニで取れますよという形でご案内はしているんですけども、やはりコンビニだとちょっと何か心配だからここに取りに来るという方が結構多いので、マイナンバーをお持ちの方には勧めている状況なのですが、なかなか伸びない状況となっております。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 相変わらず少ないかなと思うんですけども、その少ない割にこの負担金というのがかなり大きいんですよね。払わなければならない、いろんな予算の中でまた利用料もかなり高いと。かなりこれ厳しい利用状況かなというふうに思うんですね。これを今さら変えることも多分できないと思うんで、あれなんですけれども、もっとコンビニ交付の利用率を上げる方策を何かしら今後考えていってほしいなというのが私の意見です。

これで終わります。

○委員長 ここで10時55分まで休憩とします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○委員長 休憩を閉じ委員会を再開します。

質疑はありませんか。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 説明資料の47ページで予算書で46ページかな。

賀茂地区航空写真共同撮影事業、これ全体の事業費が3,200万円の事業に対して、南伊豆町がその602万9,000円ですか、これ負担しているわけですよ。いろいろ考え方あるんでしょうが、航空写真というのは必要ですか。ちょっとお聞かせください。

○委員長 課税係長。

○課税係長 お答えいたします。

この事業は、6年に一度やっています、前は令和元年度にやっております。これは賀茂地区1市5町が連携しまして、共用可能な空間データの情報化施策に取り組むことで、適正な課税を実施し、また税務分野はもちろん防災や産業振興、社会インフラ、都市計画、観光等多くの分野へデータ提供を行い、住民ニーズに応じた幅広い行政サービスの実施や業務の効率化を図ることを目的としております。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 必要ですかという答えじゃないと思うんですけども、今どき、Googleマップだと目が粗くてあれですか、詳細を掴めないというようなところもあるかと思うんですけども、それこそ賀茂郡がまとまってそれこそDX、こういうことこそデジタル化じゃないんですかね。その辺、担当の中では意見は出ませんか。

○委員長 町民課長。

○町民課長 お答えいたします。

この共同撮影ということなんですけれども、全国規模で見ますと、例えば今のネットの航空写真があるんですけども、そういうやつとか、これはヘリコプターを飛ばしてより精度が高いとか、という形の中でやるということで、手法としてはまちまちあるんですけども、うちのほうとしましては、賀茂地区としましては、これを基にして事業を実施して、より近況の精度のいいものを出していくということで取り組んでいるということでございます。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 単純に素人が考えると細かく見るならドローン飛ばしたほうがいいんじゃないか、町内だけですけれどもね。それぞれがドローンでも飛ばしてそれができるのかちょっと申し訳ない、素人で勝手なこと言っていますけれども。ヘリコプターまで飛ばしてやる事業なのかなというんですけれども。これ町だけでやっている事業じゃないんで、必ずしもですけれども、今後もそういういろんな意見を聞いてもらって、必要なかなと思うところ私は非常に効果があればそれはそれで結構なんですけれども。今後もそういうことも視野に入れて、いろいろ考えてもらえるとやっぱりありがたいなと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

安藤委員。

○安藤広和委員 事業説明資料の37ページ、予算書40ページ、公認アンバサダーによる情報発信について伺います。

今回に引き続きまして、次年度も永藤まなさんとメロンシートさんの2名が公認アンバサダーということになっております。お二人ともかなりのインフルエンサーということと承知しておりますが、予算を見ますと約半額になっているんですけれども、これからの町の情報発信という中で、どんどんこの両人をお願いしたいところがこの半額になっている理由というのが分かれば教えていただけたらと思います。

○委員長 企画係長。

○企画係長 お答えします。

予算についてですが、こちらのほうは実績と想定の方で金額が減しています。

一昨年前の伊勢海老づくしのほうで、ご両名とも参加していただいた部分のイベントがなくなったというのが1点と、永藤まなさんのほうにつきましては、令和7年度はフェスタ南伊豆と南伊豆町プレゼントキャンペーンのほうを予定しております。メロンシートさんのほうにつきましては、昨年度実績で石廊崎オーシャンパークのオープンイベントとメロ活井試食会というイベントを昨年2回やっていますので、その程度のイベントはやりたいなという気持ちがありまして、ご両名とも委員のおっしゃるとおり大変フォロワー数が何十万単位でいる著名なインフルエンサーになりますので、ぜひうまく活用させていただきまして町の魅

力を発信できたかなとは思っておりますが、今のところこの金額ということになっておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長 安藤委員。

○安藤広和委員 ありがとうございます。

ちょうどこの間日曜日ですか、お楽しみ抽選会、町長とやられて、ちょうど永藤まなさんのXを見たところ、やはりそういったことですか、このさくらまつりの開花状況等を上げてくれていました。やはり閲覧が1万人超えているぐらいの数値が出ています。やはりどちらかというとお二人ともユーチューブのほうが力が強いのかなというところあるんですが、やはりユーチューブですとここに来てもらわないとなかなかできないと思います。ただ、SNS、Xだったり、インスタだったり、ティックトックとかそういったものですと逆に来なくても情報できる場所があると思いますので、逆にいろんなイベントがあったときに町のほうからこんなことがあるからちょっと宣伝してもらえないだろうかとかそういった形の依頼もどんどんやっていただければいいのかなと、先ほど係長がおっしゃったように永藤まなさんがライブをやるとかなり県外からも人が来るという実績も見ております。

昨年、メロ活井私も行きましたけれども、非常に県外からたくさんのお客さんが来ていただいて、町の事業とは別に町長のほうが動いていただいて、うちのほうでライブイベントなんかもやっていただきました。そのときもやはり20人強の県外の方がほぼ全員南伊豆町内に泊まったということも聞いております。ですからそういった部分で言うと、やはり来てもらうだけではなく、SNSをうまく使った形でこちらからお願いという形で宣伝の部分も多少予算つけるなりしてお願いしていただけたほうが、ファンの人たちも情報が、この二人のインフルエンサーぶりはかなりだと思っていますので、お願いしたいなと思います。

また、今回二人ですけれども、今後新たなアンバサダーを採用する予定とかがあるかちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 企画課長。

○企画課長 新しいアンバサダーにつきましては、今のところ予定はありませんが、適材な人がいれば、それはまた検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 すみません、これちょっと予算の出所が分からないので質問させてもらいますけれども。

南伊豆町のホームページから弓ヶ浜とか石廊崎の動画が以前出ていたんです。これは町とNTTと何かもう1個民間で共同で何かやって、弓ヶ浜の臨時派出所、それから石廊崎灯台の手前かな、あの映像が出ていたんですけれども、それがないですよ、今。これはあれですか、もうなくしちゃったですか。というのは東京、千葉の知り合いがいろいろ見ていてくれて、これなくなったというので、私も注意して時々見ていたんですけれどもなくなったんですけれども、ユーチューブに変わったのか、その辺のちょっと経過が分かれば示してください。

○委員長 企画係長。

○企画係長 お答えします。

今のところなくすつもりはないんですけれども、ユーチューブの回線が町のホームページに載せると、一度携帯の電波に1回電話が切れるという状態を24時間ずっとつながっぱなしの状態一度切れるとホームページにずっと黒いままというような状態になっていました。そのため今ちょっとホームページのほう改修させていただきまして、一度切れても再接続、ユーチューブと同じような状況流れるように今ちょうど改修をしている最中でございます。以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 見られないんだったらやめたほうがいいですよ。とても何回もやっても見られないんだったらちゃんと整備するまでやめたらどうですか。見る度に黒くなっているという声をもらいますけれども、そういう意見が来ませんか。

○委員長 企画係長。

○企画係長 お答えします。

黒いので直してくださいという電話は何度かかかってきたことがあります。その都度やっぱり回線が切れてた状態になりますので、都度都度再起動して回線をつなぐようにはしているんですけれども、それでも24時間つながっぱなしの状態一度でも電波が切れちゃうと全てが黒くなっちゃうという状態になりますので、今現在は見られない状態にして、今後ユーチューブと直結できるような何か方策を今練っているところでございます。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 これは予算か何か持っているんですか。

○委員長 企画係長。

○企画係長 お答えします。

予算を持っていないんですけれども、今のところパソコンに強い職員を活用しているいろんな方策を試しているんですけれども、どうしてもつなげても切れちゃう、ユーチューブを直接リンクで貼りつけるというような状況をやろうかなと思っているところではございます。

ですので、ユーチューブを直接流すことができるようにホームページのリンクを貼りつけるのをユーチューブの許可のほうを必要になってきますので、今そちらのほうの申請をしているような状態です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 役場サービス業なんで。不便をかけるんだったらいつときでも何でも 期間やめてちゃんとしたものができるまでやめたほうがいいと思いますよ。その都度不快な思いしていますんで。よろしくお願いします。

○委員長 企画課長。

○企画課長 お答えいたします。

そちらにつきましては、また確認してもしできないようであればサービスの中止も含めて考えたいと思います。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長 質疑なしと認めます。

これをもちまして第1款議会費、第2款総務費、第8款消防費、第11款公債費、第12款予備費及びその関連歳入の質疑を終わります。

ここで、職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時11分

○委員長 委員会を再開します。

次に、質疑の対象を第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費及びその関連歳入とします。

質疑ありませんか。

黒田委員。

○黒田利貴男委員 予算書63ページ。説明資料も63ページ。

こども園の駐車場整備事業の部分なんですけれども、この駐車場については、職員用なのか保護者用なのかをお聞かせください。

○委員長 子育て支援係長。

○子育て支援係長 お答えいたします。

イベント時など、今の現在の駐車場が通常30台から40台ほどなんですが、イベント時は詰めて90台ほどになっておりますので、イベント時にはちょっと足りないので、今近隣の学校をお借りしたりすることもございますので、イベント時には保護者様がご利用できるようにということで、ふだんは職員も駐めさせていただくという予定でございます。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 分かりました。

小学校の持久走大会のときとかPTAがかなり1年生から6年生まで走るもんで、来ます。そういったときに小学校のPTAがかなり路上駐車、路駐がかなり多くて、結構話題になる場合があるんですね。そういった場合とかに空いていれば使えたりなんかできるかお聞かせを願いたいと思います。

○委員長 副町長。

○副町長 私のほうからお答えさせていただきます。

ご案内のとおり、資料のほうには地図も、航空写真ですか、載っていると思いますけれども、園に近いところでこれはもう町でも以前から欲しかったところでございます。それがなかなかいろんな地主さんとの関係もございますし、ありましたけれども今回やっと手に入れることができるということがあります。

委員ご指摘のとおり、当然これ公共用地でございますので、そういう小学校、中学校のイベント等々、当然かぶらなければ何ら問題ないと思いますので、ぜひ学校側のほうにもお話をさせていただいて、有意義に使っていただければというふうに考えています。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 ありがとうございます。整備された新しいあそこの農道が非常に使い勝手がよくて、小学校、中学校、いろんなイベントで使わせてもらっているんで、かなりPTAが車の置き場所に困っているということがあるんで、分かりました。非常に助かります。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

清水委員。

○清水清一委員 清水です。

それでは今のことについて関連して、この航空写真がございますけれども、この航空写真、河川堤防のほう、昔から河川統合で舗装されていないんですけれども、これ舗装することによって便利がよくなるのではないかなと考えますけれども、そういう考えについてはどう考えておられるのか、これ管轄でないのかもしれませんが、どう考えておられるのか、お伺いたします。

○委員長 清水委員。県の管轄なもので。

○清水清一委員 分かります。県の管轄でもお願いして町で金出すからやりますと言えはできる話だから、それどう考えておられますかと。

○委員長 副町長。

○副町長 お答えいたします。

貴重な意見をありがとうございます。

先ほど委員長のほうからもちよつとございましたとおり、所管としては当然これは県の堤というか河川の部分ですので、町がどうこうということではありませんが、土木のほうにお願いを当然うちのほうからまた要望等も上げて、使い勝手がいいようにしてくれないかということでお話をさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

黒田委員。

○黒田利貴男委員 すみません、もう一点予算書で63ページで、事業説明書64ページ。

ここに防犯カメラの設置事業があるんですけれども、この防犯カメラのここにある図を見ると、要は死角となる部分があるのかなというふうに感じています。その死角となる部分があるのかなのかとまたこれをカメラを道路へ設置したほうがより子どもたちの安全

を守ることができてくるのかなと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えします。

今回、4台を予定しております。基本的には、裏側に2台、フェンス等が低いようなところとか、出入口になるような部分、そういうものをカバーをしております。河川敷側は側溝が深いために、侵入とかそういう部分は比較的考えられないということと、もう一つは入口付近、こども園の玄関付近、駐車場から玄関のほうに向かってということと子育て支援センターから全体を映すと。園庭から駐車場まで、ということで考えております。

ほかの市町村でもそうですが、カメラを設置するに当たって、あまり公共のところだと通る人のプライバシーだとかそういうものもございますので、基本的には園内を、園の部分映すような形で予定をしております。

また、それに対しては防犯カメラの設置、運営の要綱等も用意をしております。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 それ、入る人間からの見方じゃなくて、自分たちなりの見方なんですね。

入る人間はどっからでも入りますよ。だから窃盗事件でなくなんないわけですよ。子どもの誘拐事件というのは、今あまり聞かないですけども、侵入者が来て、子どもたちに危害を加える、そういった場合ってそれを目的にして入ってくるんで、どっからでも入ってくる。低いところだからつけるとか、じゃ、常時これを監視しているのかといたら、そうじゃないわけですよ。常時監視してないから通る人のプライバシーとかってあまり関係ないわけですよ。そこで見ているから侵害しているわけじゃないですから。

一般質問でもいろんな人が防犯カメラの設置ということを言っているわけですよ。その意味というのは、通る人が映るからじゃなくて、防犯上の意味からということなんですよ。そこは犯罪者の心理なる部分なんですけれども、しっかりと自分たちの思い込みだけじゃなくて、犯罪をする側の立場でいろんな事業をしていかなければならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えします。貴重なご意見ありがとうございます。

また、カメラについては、一度設置の向きだとかそういうのも今後検討してそれをした中で、今回予算も上程させていただいております。その中で必要であれば、台数を増やすとか

そういう検討もしたいと思います。実際のところ、今4台で職員室でモニターで見られるようなシステムということで考えておりますので、またご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

比野下委員。

○比野下文男委員 7番比野下です。予算書の58ページ、説明書の59ページ。民生費で敬老事業ですね。来年度、令和7年度は敬老事業に565万円計上されています。最近、各自治体では、この間も静岡市は敬老金の祝い金を廃止したという記事が載っていました。皆さんもご存じだと思いますけれども。本町においても私はこの全面的に廃止をしてはと思うんですが、なかなかそれは厳しいものですから、委託金の取りあえず450万、私も75歳以上になって3回ほどいただいています。1人2,000円ですね。そういう関係ですが、それは私は見直していただきたいなと思っています。この分を敬老事業とかやっぱり福祉の関係にそれに振り替えて予算をつけてもらいたいと思いますけれども、町長、その件いかがでしょうか。

○委員長 町長。

○町長 答えいたします。

この450万円は、各自主防地区の敬老会開催するところに委託してお金を委託料として出すわけですので、委員がそのようにおっしゃられるのであれば、今後検討もしなくてはいけないのかなというところですが、いきなりということはなかなかこの敬老会を楽しみにしている地区もございますので、行政区の皆さんと相談しながら今後、どのようにするかということも検討していかなくちゃいけないかなと思いますので、その辺のところはまた新たに行政連絡会が開催されたときに、議題にでもなろうかと思いますので、検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長 副町長。

○副町長 すみません、私のほうからも補足で。予算作成をする段階で、その辺のところも今、委員のおっしゃったようにコロナ以降やはり敬老会を縮小するというような地区も多数出てきました。委託料については、敬老会を開催をするときに、茶菓代みたいな形の中で、開催したところにお渡しをするという形の委託料になっています。ですから、やらないところには、この委託料というのは払っておりません。それは当然各地区の区長さんにご納得をいた

だいておりますので、そこらはもう大丈夫なんですけれども、ですから数が大分減ってきたところもあるので、この辺の見直しをしなきゃいけないのかなというところありますけれども、おっしゃるように委託料の代わりに例えば違う形で老人福祉関係の部分のところの予算に振り分けるとか、ここは今、町長がおっしゃっていたようにこれからやっぱり対応していかなければいけないのかなというふうには考えております。

ただ、現時点でやはり楽しみにしてらっしゃるところの地区もございますので、取りあえず7年度は予算化も引き続いてさせていただいたというところでございます。

ぜひまたご理解をいただければというふうに思います。

○委員長 比野下委員。

○比野下文男委員 今の趣旨は分かりました。

7年度は確かにもう予算も計上されていますから、それは分かりますけれども。次年度から8年度以降は、やはりもう少し考えてもらいたい。たかが2,000円、されど2,000円ですけれども、やはりそういう部分をやっぱり福祉の面、そういうふうに関係する敬老の運動会だとかいろんなものに補助してもらいたいということ皆さんが言っておりますもので、一つその点をお願いします。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

稲葉勝男委員。

○稲葉勝男委員 予算書105ページで、南伊豆町立東中学校の管理事務の中で、校舎の工事請負、これで9,879万円で、この工事の内容をちょっとお聞きしたいんです。というのは、東中はもう以前から玄関へ登る階段から原因がはっきり分かってないんでしょうけれども、亀裂が入ったりとかということが、前からずっとあって、何回も補修をしたような記憶がございます。今回もそこらの調査等この中でちゃんとしてやるのか、ただもうそれはやってあるのかな、ちょっとその辺私は最近行ってないからわかんないけれども、監査委員をやらせてもらっているとき、行くとあそこにコーンが置いてあって危険ですからというふうに階段に寄らないようにと学校でああいうコーンやってあるのはおかしいんじゃないのかという考え持ってたものですから、今回この工事費の中には階段だとか全面的に来年ですか、統合する、再来年か、4月から、来年の4月から統合するんですけれども、それを前提の工事だと思うんですけれども、この中にはそういう措置だとかも含まれているのか、それと体育館がたしか水漏れしていたという記憶もあったんですが、そこはもう改修されているのか、この内容

ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長 学校教育係長。

○学校教育係長 お答えいたします。

来年度、東中の改修工事に当たっての内訳ですが、基本的に学校のほうの教職員の先生方から統合するに当たって不具合が生じるような場所を主に上げてくれというところから不具合箇所を上げていただいた中で精査をしていったという形で今回、この額を計上させていただいております。

具体的には、外構工事といたしまして、グラウンドの砂が飛ぶというところで、表層土ですね、そこを10センチぐらい入替えをするというような作業をさせていただきたいと考えております。

また、教職員、保護者の方が増えるということもありますので、グラウンドの一部、小学校側の土の部分をアスファルト舗装で駐車場の整備をするということも考えております。外の外灯が不具合、接触が悪いというところで、先生方から指摘がありましたので、それについても直す予定でございます。

入口階段につきましては、今時点で先生方から不具合が生じているというような報告が上がってきておりませんが、またそういったところで不具合が出てくるようなところについては随時修繕のほうかけさせていただきたいと思っております。

あと、主なところといたしましては、校舎、体育館の外壁、結構クラックが入ってさびが浮き出ているような状況でございます。校舎の中につきましても、クラックが入っているような状況ですので、そういったところの補修の設計のほう来年度行う予定でおります。

以上が主だったところの、あと申し訳ございません。内装なんです、今年度エアコンの設置の委託費計上させていただいておりますので、来年度はその設置工事のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

以上が主だったところになります。

○委員長 副町長。

○副町長 お答えをいたします。補足で。

担当の係長が替わりましたので、分からないと思いますが、中学校の玄関部分の改修、それから体育館の雨漏り、こちらのほうはもう既に修理が終わっております。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

黒田委員。

○黒田利貴男委員 今の予算書で96ページで中学校の統合事業というのが説明資料のほうにあるんですけども、今、係長のほうの説明でクラックという話があったんですけども、どこそこ今の説明だとクラックが入っているよという話だったんですが、クラックが入るということは、建物自体の問題ではなく、その土の部分ですよ、下、地面の部分が何らかの問題があるのではないかと思います。中学校が燃えて急遽あそこを造成して建てた建物であるために、しっかり地面が転圧をかけられていなかったのかなというのがあるんですが、この設計の費用で400万となっているんですが、その設計の部分で地面の部分までしっかり見てもらおう方がいいのかなと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長 学校教育係長。

○学校教育係長 お答えいたします。

現時点では地下までというような調査の対象とはしていないような状況で設計は組んでおります。また、その辺トータル的にどういった形で調査をかけるのがいいのかというところは、もう一度課内のほうで精査したいと思っております。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 今、稲葉議員が言ったように、玄関付近、それと体育館の雨漏りであるんですけども、雨漏りはあまり関係ないかなとは思いますが、玄関付近の補修、既に終わっているという説明もあったんですが、そういったことになるということは全体の地面の問題ということも考慮に入れて、設計をしてもらいたいということと、もう一点グラウンドの改修工事入っていますけれども、これは排水の関係なのか何なのかお聞かせを願いたいと思います。

○委員長 学校教育係長。

○学校教育係長 お答えいたします。

先ほど説明をさせていただきました、表層土の入替えというところで、排水は主だっではありませんが、ただ校舎側に一部水道ができるというところは以前から改善をかけてもなかなか解消できない部分ではあります。そこについても根本的な対策ができないかというところで、今、関係課と協議をさせていただいているところでして、改善方法が見つかり次第、何とか今の水道が解消できるような方法というのを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 そういったところもしっかり改修していくことによって、災害時あそこ避難所にもなっておりますので、車両の流入とか、または仮設住宅が建ったりした場合、水はけが悪いとかなり都合悪いことになる。ふだんの生徒の授業にも支障が出てくることになると思いますので、排水の部分もしっかり見てやっていてもらいたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

大年委員。

○大年美文委員 説明資料の64ページ、65ページをお願いします。

先ほど黒田委員のほうからも、認定こども園の防犯カメラの事業費に予算をつけていただき、私も防犯カメラをお願いしたほうですんで、この事業に関しては大変ありがたいなと思っています。

よろしくどうぞお願いします。

その65ページの児童手当事務についてちょっとお伺いします。

これ、国の事業ですんで、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、3,000万円ぐらい前年度より上がっている、これ児童手当の要するに給付金の額が上がったという、ただそういうわけですかね。ちょっとその辺をお聞かせください。

○委員長 子育て支援係長。

○子育て支援係長 お答えします。

令和6年10月の法改正に伴いまして、これまで中学生年代までだった支給が高校生年代まで拡大され、また第3子以降の金額が1万5,000円から3万円に増額、あと第1子のカウントが高校生年代から大学生年代に拡大されたことと、あと所得制限の撤廃ということがございましたので、大まかに高校生年代の増加分で2,000万円ほど増で、あとそれ以外の所得制限ですとか第3子の金額の変更で1,000万円ほど増額となっております。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 ありがとうございます。

単純に高校生まで広がったということでよろしいですか。ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

○委員長 比野下委員。

○比野下文男委員 予算書の68ページ。説明書の79ページです。

带状疱疹ワクチンの助成金ですけれども、来年度は164万円が予算計上されています。今年度、140万円が実施されて私も一般質問で質問させていただきましたけれども、とても好評で、その中で受診者からとても大変要するに助成があったということで喜んでいます。

最近、私もちょっと聞いたんですけれども、その助成金のあれが足りない、不足しているんじゃないかなということも聞きます。それだけ带状疱疹がまた予防にまたかからないようにと、健康に留意されていると思います。

それで私、ちょっと聞きたいんですけれども、今年度の生ワクチンと不活化ワクチンのケースはどのくらいであったか教えていただきたいです。

○委員長 健康増進係長。

○健康増進係長 お答えします。ご質問ありがとうございます。

今年度、令和7年2月末時点の申請の件数でいきますと、生ワクチンが12件、不活化ワクチンが112件、合計124名の方の申請がありました。なので、ほぼ9割の方が、高額ではありますが、不活化ワクチンのほうを接種したということが分かっています。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

黒田委員。

○黒田利貴男委員 今の予算書68ページ、説明書79ページの比野下委員の質問とかぶる部分なんですけれども、この带状疱疹ワクチン接種費用助成の助成方法が償還払い方式で、一度払っておいて、町へと申請をするという形なんです。その前の子供インフルエンザの予防接種については、代理受領方式と2つの方式があります。その部分でこちらの带状疱疹ワクチンの接種事業についても、同じように代理受領方式も取れないのかなといったところをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長 健康増進係長。

○健康増進係長 お答えします。ご質問ありがとうございます。

今、ご質問があったとおり、すみません、79ページの予算、説明資料のほうでは償還払い方式というふうに書かせていただいています。

ただ、おっしゃるように代理受領方式で今後対応していこうということで、今、医療機関のほうと調整を図らせていただきました。

なので、申し訳ありません。主要事業の説明資料を作る際には償還払い方式でいく予定であったんですが、委員おっしゃるように接種された方がなるべくスムーズに支給をしていただけるような形で、現時点では代理受領方式で整えられるように医療機関に説明とお願いを伺っているところです。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 特定財源が入っているわけでもないんで、ぜひそういった形でもっと多くの人にこの带状疱疹ワクチンは接種をしてもらいたい。自分は带状疱疹3回やっているんですよ。これほどつらいものはないと。これ、高齢者もし带状疱疹にかかるとかなり長引くという話を聞いています。ですんで、ワクチンをより多くの人に打ってもらうためには、助成の方法を変える必要があるなと思って、この質問をさせていただきました。

ありがとうございます。

○委員長 清水委員。

○清水清一委員 予算書の72ページ。

衛生費でございます。清掃費の関係で、説明資料の123ページの表を見ますと、資源化処理スキムという表がございます。10台買って、令和7年度は書いてあります。その中、清掃センターという言葉が書いてあるんですけども、清掃センター、今年度、もう南の清掃センターは使えないという形になっていますけれども、それについて、これどこかよそに要するに南伊豆の業者があるわけですけども、それがどこかへ持っていくのかそれともそのまま清掃センターへまけちゃうのか、あるいはどうするのか、そこについてこれからの考えどうなっているのかお伺いいたします。

○委員長 生活環境係長。

○生活環境係長 答えいたします。

今現在住民の方が持ち込んでいるごみ等々は、通常どおり清掃センターで受け付けまして、それをオリックスさんへ搬入する用のコンテナに入れたりとかというので対応させていただいておるんですけども、今後につきましては、オリックスさんのほうのコンテナと東河環境センターのほうの東伊豆、河津町の組合さんのほうに受け入れをお願いすることになります、そちらのほうに現在、町内を収集車で回っているんですけども、そちらの分につき

ましては東河さんのほうに持って行きまして、町内の事業者のごみと町民の方の受け入れごみにつきましては、オリックスさんのほうに搬出するような形で考えております。

以上です。

○委員長 清水委員。

○清水清一委員 となりますと、経費が増えてきやしないかなと思うんですけども、それについて経費が増えてくるということは、業者さんが南伊豆でまけるんじゃなくて、東河まで行ってまけるということは、それだけガソリン代、人件費がかかるわけですけども、そういうことについてはどういうふうに考えておられるのかお伺いいたします。

○委員長 生活環境係長。

○生活環境係長 お答えいたします。

現在、令和5年度から令和9年度まで、長期継続契約で収集運搬の委託はさせていただいておるんですけども、そちらにつきましては、ご指摘のあったとおり、収集運搬の距離も延びますので、そのあたりにつきましては、今後、事業者さんとちょっと相談しながらになるんですけども、一旦その事業を解除するなりということで、ちょっと搬出の方法とか、ところを検討して今後補正のほうで予算のほう計上させていただいて、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長 生活環境課長。

○生活環境課長 お答えいたします。

捕捉としまして、全員協でもちちょっとご説明させていただきましたけれども、4月から9月までの清掃センターの全量搬出用の施設改修までは東河という形で依頼をしている状況であります。

今現在、係長が言いましたように、町内を回収して回っている業者さんと契約をしている状態なんですけれども、その契約を一旦切りまして、新規に東河さんへ持って行くような回収の契約をしたいと思っております。と同時に6か月間、東河さんのほうにお願いをしますので、東河のほうでちょっと全員協でもお話ししましたけれども、3,000トンのうち1,000トンがオリックスで、4月から9月までになりますので、1,000トン分、3,000トンの半年分という形になりますので、1,000トン分を東河のほうにお願いをしている状況であります。ただ、東河さんのほうで内諾をいただきましたのが500トンという形で協定を結んでおります。ただ、500トンというのは今の東河さんの焼却できる体制の下での保証できる量が500トンとな

っておりますので、そこはやってみて1,000トンになる可能性もありますし、可能性を今から協議していく状況になります。

全員協でもお話ししましたがけれども、トン3万円で東河さんのほうにお願いをしている状況であります。その経費が上がるのではないかという点で、私どももこの辺は上がらないような形で財政と話をしている状況であります。今まで焼却をお願いしていたウォーターエージェンシーの委託の部分については、焼却がなくなりますので、その分は減る形で、その回収のされたもの、東河に持って行く運搬費が増額になりますので、その辺について、今精査をしまして、この最終日に令和7年度の当初予算の補正という形で今、計上させていただく形で協議をしている状態です。経費が上がらないような形で、オリックスさんのトン6万というのを基本にして、清掃事業の予算を組もうということで今協議をしている状況です。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

黒田委員。

○黒田利貴男委員 予算書69ページ、説明資料81ページの出産準備支援金給付事業のところ、上の事業概要のところには、国補助制度で積算される補助単価10万超過した場合は、超過分を追加で支給する。これ、全部国の補助制度を利用するのかなと思うと下の「伴走型相談支援」の下に米印で「国補助制度は」、のところに「分娩取扱い施設までおおむね60分以上の移動時間を要する場合に」ですが、「当町では国補助制度によらず」とあるんですね。このところの説明をお願いできればと思います。

○委員長 健康増進係長。

○健康増進係長 お答えします。

実際には、賀茂郡内で分娩を取り扱う医療機関がなくなったために、遠方の医療機関のほうに通う必要がある妊婦の方々にとっては、やはり国の規定内だけだと十分ではないのが現実です。

また、里帰りなどによって分娩の環境が異なったことで、助成の対象外となってしまうことも考えられますので、当町としては、分娩の経過や地域の環境によって支援が分断されることがないように国の補助制度によらず一律支給という形で検討をさせていただきました。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 とても大事な事業だと思いますので、また国の制度、補助金に頼らず一般財源のほうでしっかりと手当をしていてもらいたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

稲葉委員。

○稲葉勝男委員 先ほど衛生費の件ですけれども、塵芥処理、この関係で要望というか、課長に、というか町長にもお願いするんですけれども、南伊豆、高齢化も進んでいて大体5割近く高齢者、それで収集方法もこれがもう何十年と今の収集方法やっているわけ。それが今度オリックスに依頼して、それで東河に持って行くというふう形になるわけですが、それで収集方法だとか収集時間、今までと大幅に変わるとか何かそのときはある程度もう明日変わります、極端な話、明日変わりますよじゃなくて、事前に皆さんに周知徹底しないと、これみんな一番困るのがごみの問題だと思うんですよ。ですからその辺の周知徹底をお願いしたい。それで課長のほうのお考えがあったらお願いいたします。

○委員長 生活環境課長。

○生活環境課長 答えします。

今、ご存じのように、C K Kさんのほうで週に2回、町民の方のごみを回収している状況であります。それが東河さんに行くことによって、今、町内をC K Kさんのほうで回収したものを清掃センターに持って行っている状況であります。町内ですんでいたものが東河さんのほうに持って行くと時間がかかりますので、直接東河さんに行くのは、1台が1回東河さんに行くような形を取る予定であります。そうすると台数が、今2台でC K Kさんがやっているようなんですけれども、台数が必要になってきますので、今、課内で考えていることは、町を半分に分けて、半分をその会社に任せて、台数は多分ないこと、今栄協さんとサガミさんとC K Kさんになりますけれども、その半分为契約をして、また半分は別の会社ということで、今協議している状況です。ですので、町民のサービスは変わらない状態で今、行おうということで協議をしております。

以上です。

○委員長 質疑はありませんか。

大年委員。

○大年美文委員 説明資料の125ページ。お願いします。

水道事業会計への繰出金ということで、3,480万ですか、約3,500万。令和6年度の実績と

いうか、まだ当然終わっていませんからあれですけども、このぐらいの推移で本年度もいきそうですか。

○委員長 生活環境課長。

○生活環境課長 お答えします。

令和7年度については、3,400万ということで、令和6年度、3,400万円と7,000万ですね、予定で繰出金という形で、成果説明書の125ページになりますけれども、繰出しが出る予定でおります。この繰出しに関する考え、令和6年につきましては、予定どおりの数字で繰出しをいただいて、事業を進める予定でおります。この出資の繰出しにつきましても、財政の関係もありまして、経営係というのができていますので、経営係と財政のほうで話をして、そのキャッシュベースの出資という形で今、調整を行っているのが現状であります。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 水道料金については、若干の値上げをしましたよね。その辺。

○委員長 生活環境課長。

○生活環境課長 お答えします。

去年お願いしたのは下水道のほうの使用料の改定ということで、水道に関しましても、9地区の簡易水道が令和5年度に統合になっておりますので、その辺は料金改定をされて上水道と併せてますんで、料金改定はしております。9地区の簡易水道加わったとしても二、三千万の増にしかならなかったということで、運営的なほうには到底足らない状態になっているのが現状です。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 一般質問でも私のほうでお願いした面もありまして、施設の老朽化に対するこれから取組をしなきゃならないところなんです、その辺についてもまたよろしく願いします。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長 質疑なしと認めます。

これをもちまして、第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費及びその関連歳入の質疑を終わります。

◎延会の宣告

○委員長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長 異議ないものと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

延会 午前11時57分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

予算決算常任委員長 宮 田 和 彦

区 分	職	氏 名	出	欠	委 員 外 議 員 出 席 者 氏 名
予 算 決 算 常 任 委 員 会	委 員 長	宮 田 和 彦	○		長 田 美喜彦
	副 委 員 長	岩 田 稔	○		
	委 員	安 藤 広 和	○		
		大 年 美 文	○		
		黒 田 利貴男	○		
		渡 邊 哲	○		
		比野下 文 男	○		
		稲 葉 勝 男	○		
		清 水 清 一	○		
		齋 藤 要	○		
事 務 局	局 長	廣 田 哲 也	係 長		勝 田 恵 子
町 当 局 出 席 者					
職	氏 名	職	氏 名		
町 長	岡 部 克 仁	国民健康保険係長	勝 田 知 美		
副 町 長	橋 本 元 治	介 護 保 険 係 長	萩 原 拓 三		
教 育 長	佐 野 薫	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	服 部 恵 万		
総 務 課 長	勝 田 智 史	公 共 管 理 係 長	鈴 木 礼 治		
町 民 課 長	齋 藤 重 広	建 設 整 備 係 長	鈴 木 隆 志		

健康増進課長	宮 本 利 江	農林水産係長	白 井 秀 治
福祉介護課長	高 橋 健 一	観光推進係長	土 屋 秀 久
地域整備課長	佐 藤 禎 明	商工振興係長	小 嶋 淑 子
商工観光課長	大 野 孝 行	上下水道整備係長	山 田 亘
生活環境課長	高 野 克 巳	上下水道経営係長	佐 藤 幸 司
教育委員会 教 務 局 長	佐 藤 由 紀 子	学校教育係長	鈴 木 ミ エ
課 税 係 長	内 藤 彰 一		
納 税 係 長	平 山 貴 寿		

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○委員長 定刻になりました。ただいまの出席委員は定足数に達しております。これより予算決算常任委員会、2日目の委員会を開きます。

◎開議宣告

○委員長 会議に先立ち、町長の挨拶をお願いします。

○町長 おはようございます。

令和7年南伊豆町議会予算決算常任委員会2日目でございます。どうぞよろしくお願いします。

○委員長 これより会議を開きます。

ここでお諮りします。

出席しております委員外議員の発言を許可したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長 異議ないものと認めます。

よって、委員外議員の発言を許可します。

◎議第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長 第1日目に引き続き、当委員会に付託されました議第31号 令和7年度南伊豆町一般会計予算、歳出のうち、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費及び関連歳入についてを議題とします。

追加説明がありましたらお願いします。

〔「ありません」と言う人あり〕

○委員長 これより質疑に入りますが、質疑のある方は、予算書及び説明書のページ数を明示し、内容を簡潔に一問一答形式で質疑してください。

質疑の対象を第5款農林水産業費及びその関連歳入とします。

質疑はありませんか。

稲葉委員。

○稲葉勝男委員 おはようございます。

予算書で、農林水産業費で予算書のページ80、それから説明書の94ページです。

稚貝稚魚放流事業の補助金、この予算書にも書いてありますとおり、今年は令和6年が60万だったものが23万6,000円と極端に落ちております。その理由としてここに稚貝稚魚放流事業補助金の内容としまして、マダイの稚魚の放流のみ実施するというふうになっております。それで、この総合計画の位置づけですと、豊かな自然の魅力を生かした仕事や就業の場があるまちづくりということで、総合計画では位置づけしてありますけれども、これがだんだん補助金も減ってくるということは、事業費も補助金のからみもありますが相当減額してきていると思います。

そこを行政のほうで、こういうふうな総合力の位置づけということの中に入っているものですから、町としたらどういう、今後、その漁協との何ていうんですか、これを達成するための方策を考えているのか、漁協との事情、事情というか打合せやっているといるんですけれども、どういう内容の漁協は、減額している内容はなぜこういうふうになったのか、その辺のことを把握していると思いますけれども、お聞きしたいと思います。

○委員長 農林水産振興係長。

○農林水産振興係長 お答えいたします。

漁協とは年に3回、定期的、必要があれば随時打合せをやっているところです。それで今回、なかなかショッキングな予算だなというのは私も認識しておりまして、それも漁協さん側からちょっと今の、各漁協に運営委員長がおりまして、その運営委員長と協議を重ねた結果、稚貝の放流は見合わせたいという決断に至ったようです。

町としてどう応援していくかという話になるんですが、これはここ二、三年出ている、海業という言葉が出ております。黒潮大蛇行がいつ収まるのかという話もあるんですが、今の段階では、水揚げに頼らないやり方というのも漁協とも打合せをしておりまして、常々言っておりますが、漁協さんのほうで準備が整ったら、もう積極的に支援はしていくと、というお話はしています。稚貝についても今回は見合わせる、来年もどうなるか分かりませんが、

もしその黒潮の動向が戻ってきたら、集中的に支援はさせていただくというような打合せをしているところです。

以上です。

○委員長 稲葉委員。

○稲葉勝男委員 分かりました。

本当に、このイセエビ、アワビだとか、これは南伊豆の特徴のある海産物であるものから、これをぜひ元通りにということを皆さん願っているでしょうけれども、自然相手なことですから、どういうふうな状況になるのか分かりませんが、いずれにしても町の位置づけもありますし、漁協とのその綿密なる、何ていうんですか、それに対応できるようなそういう対策というか手段を取っていただきたい。このように思いますので、ぜひ進めてください。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

黒田委員。

○黒田利貴男委員 今の話と関連する話なんですが、予算書79ページで5款、事業ナンバーが322の森林整備事業で、水の保全機能、森林整備業務委託。この事業は、ここの内容説明にもあるんですけども、貴重な海の資源を守る、育てるためにも、森林整備を実施するとあります。ここに面積も出ているんですが、もう少し面積を広げたほうが海へとしっかりと栄養が流れて藻類、または海藻類が繁殖しやすい環境ができる。そうすることによって、今の磯枯れと言われている現象が少しずつでも収まってくるような方向を取っていかないと、稚貝稚魚、先ほど稲葉委員が言ったように、放流してちゃんと育つ環境を作っていかなければならない。

この面積をもう少し広げるための施策として、この森林整備業務委託料があるんだと思うんですけども、これをもっと拡大する考えはあるかどうかをまずお聞かせ願いたいと思います。

○委員長 農林水産振興係長。

○農林水産振興係長 お答えいたします。

この森林整備は、森林環境譲与税を充当して充てておりますので、一般財源をどこまで出すかというお話もありますが、その年々で森林環境譲与税をどこに配分するかというところでございまして、それによってはその面積が増やすことができますと思います。

議員のおっしゃるとおり、面積がちょっとスモールですね。事業規模的には小さいので、毎年広げていきたいなという気持ちがあるのと、あともう一つ、働きかけをしているところは、併せて森林整備を何の財源でやるかという問題もあるんですが、森の力再生事業が今年が最終年度、失礼しました、令和7年度が最終年度なので、そこも担当レベル同士では何とか事業延長をお願いしたいと、あわせて、それも含めて一体の森林整備でいきたいと思っています。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 いつだったかな、年が変わる前に県庁のほうへと、勉強会へ行かせていただきました。そのときの県のほうの担当の考えは、この森の力再生事業はなくしたくないという考えの下、継続できるように今、県議会のほうで議会へ審議をされているところだと思います。

もう一点、今、大船渡のほうで森林火災が発生しております。あの森林火災を見ると、どこにも防火線となる伐採をしてある場所がない。そのために、どんどん延焼が広がっている。こういった森林整備事業を行うことによって、まず森林の中に林道も入るし、またそこや切った木の部分が、材のある部分が防火等となってくれるといったところで、当町の森林、どこを見ても大珪化しています。そういった森林を守る、またはそういった火災から守るためにも、防火を作る必要がある。だから面積も広げる必要があると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長 農林水産振興係長。

○農林水産振興係長 お答えいたします。

すごくいい提案だなという話なんですけれども、確かに、昔伊浜区の山林だったと思います。天神原で帯状に切ってあった山林を思い出しました。そのイメージが森林整備と地域を守るということで使えるのであれば、かなり効果的だなと思っていますし、すぐに松崎町とか下田市も隣接しておりますので、かつその隣接している山林というのは、うちの町でいうと水源涵養の森ですので、そういう整備も併せてできるように検討してまいります。

以上です。

○委員長 副町長。

○副町長 関連でお答えをさせていただきます。

今、担当の係長のほうからありましたように、伊浜区の場合は、私たちの若いときといい

ますか、消防団の務めということの中で、防火線が切ってあるという部分については、草刈りをやったり、手入れは1年に1回とか、必ずやっていました。恐らく、それは法的にどうこうということではなくて、自助努力といいますか、当然、人工林を一生懸命植えてあるのに火災で焼失してしまう、あるいは被害が大きくなってしまふのを防ぐためということだと思います。

そのところがうまく法的にクリアできて、今、委員のおっしゃったように、作業用道路あたりだと、全然あのレベルじゃ防火線には全くならないので、やはり20メートル、30メートルという幅がないと駄目なんだと思うんですが、そのところも含めて、何とかああいう大きい事案があると、やはり怖い。我々、私どもの町でも8割以上が当然ああいう森林地帯で、まして手が入っていない状況の天然林も多いですので、やはりそういうところも含めてこの譲与税の使い方の中で、何かうまい形で利用させていただく方法というのを、今後担当も含めて考えさせていただきたいと思います。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 ぜひ、町民の財産を守るという観点からも、そういった方向で進めていってもらいたいというふうに思うんで、今後もこの事業についてはしっかりと課内で協議をして進めていってください。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

岩田委員。

○岩田 稔委員 事業の名前はみなみの桜と菜の花まつりの事業、6款の商工費です。

○委員長 商工費はまだです。

○岩田 稔委員 あ、まだ。ごめんなさい。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

大年委員。

○大年美文委員 説明資料の86ページ。県単独農業農村整備費負担金、例の青市地区手石地区ですね。この関係ですけれども、以前ちょっと担当にお聞きしたときには、この進捗状況の中で、将来的にレモンを栽培するということで、土壌調査をしている段階ですよというのが最後にお伺いしたのですが、その後土壌の調査の進捗はいかがですか。

○委員長 農林水産振興係長。

○農林水産振興係長 お答えいたします。

土壌調査を手石の和田原、正式に言うと、湊番地です。湊の和田原でやらせていただきました。

土壌は、賀茂農林事務所の専門の方も来ていただいて確認したんですけども、レモン栽培には悪くないということと、やはり昔、水田でしたので、多少盛土してあるところもあるので、ある一定の層から水が抜けない粘土層になっているような状況です。

土壌調査については、土質的にはそういうことなんですけれども、ただあその場所が今埋められていて、水路が機能していないので、真ん中という表現しちゃったらあれなんですけれども、真ん中辺りが大雨が降ると、ちょっと池状になってしまうので、基盤整備的にはしっかり水路をして青野川に流すというのが大事であるということで、今進めております。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 今のレモンの手石の関係、それはあれですか、和田原ですか、田尻ですか。

○委員長 農林水産振興係長。

○農林水産振興係長 お答えいたします。

和田原でございます。和田原と田尻がかなり大きい面積ですので、同時に工事をするのが賀茂農林事務所の補助事業的にもハードルが高いので、まず和田原から調査をしていると。工事も和田原から進めるという計画でございます。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 それで、近い将来、あそこにも縦貫道の残土が埋められるということなんですけれども、その埋められたものは今の土壌に影響しないものですか。例えば、その上に乗っかってくるわけですね。その土というのは、今、検査をしていて今のところ異常はないよ、適合しそうだというようなんですけれども、それが入った時点でそれは影響ないものですか。

○委員長 農林水産振興係長。

○農林水産振興係長 お答えいたします。

まず、今回青市でもやっていて、同じような工事が手石でも行われるんですが、基盤整備の内容としましては、よそから、下田の箕作のトンネルを掘っている土を持ってくるんですが、土といっても実際はちょっと、いわゆる岩的な表現になるんですけども、まずその農地の表土、今ある青市の表土、手石もそうなんですけど90センチ剥がします。剥がして、どこ

かに仮置きをして、そこにトンネルの土を持ってきて、その剥がした土をかぶせると、という形で土壌を造っております。

もちろん、そのトンネルの土といいますと、かなり農業にできるようなふかふかの土をイメージする人いるんですけども、実際に青市のパチンコ屋さんの前、仮橋できているところを見ていただくと、ちょっと岩質的なものがあります。ただ、国交省のほうも耕作に適するような土は、またそれはそれで別にストックしてあるようですので、農地を造るのに足りなくなったらその土も運んでいただくと、という計画で今進めております。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 地権者の中では同意書の書類を求めるのは早いけれども、そういう情報がその後、今一体どうやって進んでいるのかなというのを求める人が多いんです。書類の提出だけは急がせて、報告がないと。それは紙媒体でもいいですし、やっぱりここは今こういう進捗状況ですよというのをお知らせするのも、私は必要だと思うんですけども、その辺いかがですか。

○委員長 農林水産振興係長。

○農林水産振興係長 手石では地元の協議会をつくって、協議会で行われた節々については会報という形でお知らせしてあるんですが、ちょっとその、確かにおっしゃっているとおり、十分私たちの広報が足りないようであれば、改めて今の計画などなどをお知らせしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 今の会報というのは、それはあれですか、その役員というかその方たちだけで持っている資料ですか。

○委員長 農林水産振興係長。

○農林水産振興係長 お答えいたします。

今回の関係する地権者に郵送でお送りさせていただいているものです。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 その会報というのは、直近ではいつ頃送りましたか。私も地権者の一人なもので。ちょっと見ていないんですよ。

○委員長 農林水産振興係長。

○農林水産振興係長 ちょっと正式にはあれなんですけれども、昨年、掘削調査をさせていただいた結果を、こちらはすみません、和田原の地権者さんにお送りをさせていただいているところです。ちょっとそういった意味では、全ての方にはいってなかったのはちょっと申し訳なかったところです。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 そうですね、私のほうは田尻なもので、ちょっと見ることはできなかったのかなと。やっぱりそういう情報は別に秘密にする情報じゃないんで、どうですか、やっぱり地権者は心配しているところがありますんで、そのコピーでもなんでもいいもので、例えば区長を通じて配布してもらえれば、今こうやって進んでいるなというのが分かると思うんですけれども、どうですか、そういうお考えは。

○委員長 農林水産振興係長。

○農林水産振興係長 また近々、お知らせをするような動きもございましたので、一体となって、和田原の田尻、あそこのエリアという形で会報をお知らせしたいと思います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

齋藤委員。

○齋藤 要委員 今、レモンの話が出たから、うちのほうの、係長に聞こうかな。うちのほうの田村ファームの経営状態はどうですか。

最初植えたときから、もう何年たつかな、実を採ったという話を聞かねえけどさ、どうなってるかなと。この間、係長と課長も来たけれども、見たと思うけれども、どうですか、見た感じは。

○委員長 農林水産振興係長。

○農林水産振興係長 お答えいたします。

地域おこし協力隊の田村さんですが、レモンの苗木を植えて、まだまだ、いわゆる収穫ができるような経済レモンにするにはもう少し時間が必要かなと思うのが1点と、だた、鹿の食害に遭われているのは確認ができていました。そのため、先週でしたか、防護柵を張るような形も取っていたのは確認できております。

ただ、いずれにしましても、今回の田村隊員が伊浜でレモンで農業で独り立ちするという

よりは、レモンを使って伊浜の活性化ということだったと思いますので、今後もそういった意味では応援ができればいいなと思っております。

以上です。

○委員長 齋藤委員。

○齋藤 要委員 みんながどうなっているかだか、実はなかなか採取れねえなと言っているからさ、心配しているからあれだよ、ちょうど今日はいいと思って。この間、課長と係長来たら、成果を見ていったかなと思って。そうですか、分かりました。

じゃ、最初植えたほうはもう結構何年もたつけれども、鹿の食災に遭っているということだな。はい、分かりました。また面倒見てやってください。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

黒田委員。

○黒田利貴男委員 さっきの大年議員の質問に関連する話なんですけれども、予算書76ページ、成果説明資料86ページの県単農業農村整備費負担金のところで、青市、手石、市之瀬と3か所あるんですけれども、この静岡県が行う事業費の負担金のパーセンテージがみんなまちまちなんです、そのこのところの説明をお願いしたいと思います。

○委員長 農林水産振興係長。

○農林水産振興係長 お答えいたします。

まず、青市につきましては、青市と手石でちょっと若干違うのが、農林水産省の賀茂農林事務所が活用する補助事業が違うという形が1点ございます。青市に関しましては、分かりやすいところでいうと、もう換地をするような行政処分を伴う補助整備9%、これは県の条例ですね、決まっております。

手石と市之瀬については、またこれも補助事業が違うんですが、現在、調査費の負担金という形で県単独農業農村整備事業実施要綱、県の要綱に基づいた負担割合で払っているといったところで、ちょっとそれぞれがばらばらのメニューという表現になってしまうんですが、ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

大年委員。

○大年美文委員 説明資料の94ページ、先ほど稲葉委員が質問した関係で、私のほうも少しお聞かせください。

この稚貝稚魚放流事業費補助金、これはやっぱり携わっている漁師さんにいろいろお話聞くと、これもったいないよと、大年さんと。大分もう稚魚を放してくれるんだけど、もう育っていないというのは、先ほどの中でも、私も講演会出ましたけれども、黒潮の大蛇行、あんなものは人の力でどうのこうのいう問題じゃないもので、今の現状でこう何ていうんですかね、そういうお金を使うなら、もう半分、今回もうかなり減額されているんですけども、今の海の状況に合った海藻類、これを育てるような案なんていうのは、県の水産試験場なんかから情報なんかは来ないものですかね。その辺がもしあったら、お聞かせください。

○委員長 農林水産振興係長。

○農林水産振興係長 お答えいたします。

ちょうど、白浜というか板戸というか、下田にある試験場の分場ニュースでしたね、これが毎月出ておりまして、今試験場で、伊豆分場でやっているのが、稲取でアントクメという品種の海藻の栽培試験をやっているんですが、やっぱり網で、ネットで食われないように保護していた海藻をやっぱり外に出すと、やっぱり食べられて食害に遭ってしまうという状況でございますという報告と、それぞれ例えば、熱海であったり、須崎であったり、新しいアントクメだったりカジメの生育テストもやっているようなんですが、やっぱりその網から外すとやられてしまうという状況のお知らせというか、先ほどの会報的なものですが、ニュースをいつも確認はしております。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 そうですね、そういう面でやっぱり新しいほうが、今の現状でもうやっていくしかないと思うんですよ。黒潮をどうのこうのといったって、もうどうすることもできないもので。それである人が、大分前の話ですけども、以前にもお話ししたかと思うんですけども、伊東かな、熱海かな、アワビにキャベツをやったら、痩せているもので、もうアワビが、がんがん食べるらしいですよ、キャベツ自体も。キャベツといったって今野菜が高いもので、それを餌にするというのはまたどうなのかと思うんですけども、そういういろんなことをやっているんで、そういう情報収集をしたほうがこれ県を通じて、あとは市町同士でやるかどうかはそちらの仕事だからあれなんですけれども、やはりいろいろやっているところはやっているんで、情報を収集するようにしてください。よろしくお願いします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

黒田委員。

○黒田利貴男委員 予算書77ページ、説明書の89ページ、先ほど齋藤委員のほうから話のあった伊浜地区の鳥獣害の問題なんですけれども、ここに補助金の交付要綱の改正についてとあります。3年縛りがあったために、かなり緩衝帯整備事業なり様々な事業が行われてこなかったと。この3年縛りがなくなれば、恐らく伊浜の周辺も緩衝帯を造ることによって、動物の侵入を防げてくるんじゃないのかなと思うんですが、その辺についてどうでしょうか。

○委員長 農林水産振興係長。

○農林水産振興係長 お答えいたします。

いわゆるその3年縛りについては、これまでの節々の議会であったり予算決算常任委員会でご提案いただいているところですね。要綱改正をして、この4月1日から要件緩和という形にしていきたいと思います。

一番には、要件緩和をしたからやりやすいというよりは、各集落がこれをやる意味だとか、効果を認識してくださるのが一番大事だと思っておりますので、4月の行政協力員会であったり回覧板でやっていきたいと思います。

会う区長さん区長さんには、小出し小出しはしているところなんですけれども、やはり市之瀬辺りでもやりましたけれども、日々24時間モニタリングしているわけではないんですが、感覚論になっちゃうんですけれども、減ったよねという意見はありますので、文献どおりの効果は得られるんだと思っておりますので、各区長さんに勧めていきたいと思います。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 ぜひ緩衝帯を、森をもう一度押し戻す、そういった方向で野生動物をしっかり森へ帰していくという方向で進めていってもらいたいというふうに思いますので、今後もし引き続き頑張ってください。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

清水委員。

○清水清一委員 予算書の77ページ、説明資料の88ページでございます。

有害鳥獣対策の話が出ましたので質問しますけれども、この有害鳥獣対策事業の中で、この予算書の下から3行目、有害鳥獣捕獲経費補助金とありますけれども、報償金とは別にこれはどういう趣旨でこういう補助金が出ているのか、内容を教えていただけますか。

○委員長 農林水産振興係長。

○農林水産振興係長 お答えいたします。

有害獣の捕獲に関する補助金、報償金的な性質でございますが、まず町の報償金がございます。これは町が出しているものですが、今、議員のご質問にあったのは国からいただける補助金でして、実際にはこの金額で計上してあるんですが、国の予算配分によるといったところで、満額は例年つかないところなんですけれども、国版の報償金という、ざっくり説明になりますが、でございます。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

齋藤委員。

○齋藤 要委員 稚魚の関係で、今、稲葉議員と大年議員はあんまり海には関係ないような議員の仲間が一生懸命質問してくれているから、私もひとつ、1点お伺いしますけれども、うちのほうの波止場の沖に、これは水産庁単独の大きい事業だと思うけれども、やってあるのはご存知だな。それをときどき兄らがダイビングで潜って写真を撮って水産庁のほうへ送っているみたいだよ。それも何だか思わしくないみたいだな、ワカメもいろいろ何種類もやってあるみたいだけれども。

それもあんまりうまくいってないみたいだけれども、もう一つはさ、今盛んに魚に食べられると言っているカジメやあれを、その魚捕りをさ、エビ網をやっている仲間が魚を捕っているだよ。それがこの間ちょっとのことで俺聞いたら、それをやっているというから何だそれはと言ったら、その餌を食べられるから魚を捕るだと。みんなでやっているんかと言ったら、みんなでやっていると言うからさ、はてな、そんなのは聞いたことはねえ。それは漁協単独か、あるいは町が補助金を出しているのか、そこいらのちょっと話を教えてくれないか。

○委員長 農林水産振興係長。

○農林水産振興係長 お答えいたします。

今のお話は、ブダイとかアイゴの駆除をやるための網を設置したんだと思うんですが、こちらについては予算書の80ページの下から2つ目ですね、50万円を予算計上させていただいた漁場環境維持保全対策事業補助金といったところで、こちらは漁協さんに出しているものなんですけれども、いわゆる駆除補助金でございます。

以上です。

○委員長 齋藤委員。

○齋藤 要委員 それはさ、この間俺も初めて聞いたんだけれども、そういう成果があるのかな。

○委員長 農林水産振興係長。

○農林水産振興係長 はい、1つは先ほどの白浜にある県の試験場との話の中で、ちょっと有害獣と似ているところがあるんですが、捕るしかないだろうという感じはあります。そのために食べてしまうものを捕獲すると、というものです。

実際には、海の状況このところ駄目ですけども、刻々と変化をしていくのを期待して、モニタリングはやはり続けていくんだろうなと思っているところです。

以上です。

○委員長 齋藤委員。

○齋藤 要委員 こういうときだからどこの海も駄目だと思うけれども、要するに、腐らずに黙々とやるしかねえってことだな。まあよろしくお願いします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長 質疑なしと認めます。

これをもちまして第5款農林水産業費及びその関連歳入の質疑を終わります。

ここで20分まで休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時20分

○委員長 休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

次に、質疑の対象を第6款商工費及びその関連歳入と、第1日目に申し上げたとおり、ふるさと寄附金事業とします。

質疑はありませんか。

岩田委員。

○岩田 稔委員 商工費のみなみの桜と菜の花まつりの事業、予算ページは84、説明書は111ページになります。

こちら、去年の予算が400万、本年度の予算が900万、500万増額されております。その多分中身は、11年ぶりに夜桜流れ星を開催するということだと理解しておりますが、その夜桜流れ星のまずは中身、それからどのくらいの予算を充てているのか、その辺をご説明お願い

いいいたします。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 お答えします。

まず、夜桜流れ星の実施についてなんですが、ここに記載のとおり令和8年2月27日の金曜日、28日の土曜日、3月1日の日曜日と3日間を予定しております。時間につきましては、今のところ6時半から7時半までの1時間ということで予定をしているところでございます。流すいのり星の数ですが、2,000個を想定しております。

それで、500万の内訳なんですが、天の川プロジェクトに支払う委託料ですね、そちらが大体250万、そのほか川の中に入りまして、いのり星を回収する人ですとか、あるいはそこからまた放流場所まで運搬する人とか、あと河原の警備、あと駐車場も5か所ぐらいを想定しておるんですけども、1日の開催につき50人程度のスタッフが必要だと考えていますので、その方の人件費で100万、そのほか備品、これは川に入る方の寸胴ですとかヘッドライトとか、そういったものに大体50万、あと広告費で50万、一応予備費で50万という形で500万を想定しております。

以上です。

○委員長 岩田委員。

○岩田 稔委員 ありがとうございます。

11年ぶりにやるわけですから、お金がある程度かかるのは想定しています。ただ、その人件費の部分、100万ぐらい想定されているというところですけども、例えば、弓ヶ浜の花火大会は見に来てくれたお客様に協力費というか、駐車場とは言わないですけども、来てくれたお客様に一応、投げ銭的に500円を徴収するようなシステムはありますけれども、例えば、このイベントに関してこれだけお金がかかるわけですから、夜桜流れ星を見に来てくれたお客様にそういったものを少し徴収して、経費に充てる的なお考えはあるのか、ちょっとお伺いします。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 お答えします。

みなみの桜と菜の花まつりの実行委員会の中で、その辺も含めて協議して検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

安藤委員。

○安藤広和委員　今のみなみの桜と菜の花まつり事業の関連としてご質問します。

せんだって1月22日に、分校生ですとか農協さんとかと、あと役場の関係者、観光協会関係者が集まって剪定作業を行いまして、今までやっていなかったひこばえの伐採を、切ったりですとか絡んでたツタを取って、かなり今回すっきりしたかなと思っております。

昨年、ちょうど樹木医の森さんの産業団体の講演会の際に、今後この桜の保全という部分で、やはり保全活動やるためには協議会なんかを立ち上げたほうがいいんじゃないかという提案があったかと思うんですけれども、そういったお考えはあるか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長　観光推進係長。

○観光推進係長　お答えします。

私どもとしまして、静岡県さくらの会へ連絡をしまして、伊東の樹木医さんに診断をしていただいたところであります。また、その診断によりますと、森さんもおっしゃっていましたが、大体20年から30年は今のまま大丈夫ではないかという診断は受けております。

ただ、枯れた木も毎年何本か出てきているのが現状だと思いますので、何かしらの保全活動は必要だと考えております。

そこで、私ども昨年9月に、河津町の桜の守人の会の活動について視察をしてまいりました。河津も桜のエリア、8区画に分けて、毎月1回2時間ずつ桜の保全活動と桜の増殖活動をやっているそうです。その保全活動では桜の木に栄養剤を注入したり、枝の剪定をしたり、防腐剤の塗布を行ったりとする活動のほか、増殖活動としましては、役場の前の農場に桜の接ぎ木をして新しい木を育てていると、そういった内容の活動を視察してまいりました。

今後、南伊豆町でもそこを参考にしながら、ちょっとそういう委員会とか立ち上げていければなと考えています。

以上です。

○委員長　安藤委員。

○安藤広和委員　ありがとうございます。

二、三十年は大丈夫だろうという言葉聞いたということですが、決して昨年までの状況を見ていると、やはり管理が全くされていない状態ですので、やはり1年でも多く後世に残すためにも、やはり保全活動というのは非常に大事かと思います。

いきなりその河津の、僕も桜の守人の講演に聞きに行ったことがあるんですけども、いきなりそこまでとり着くのは大変だと思うんですけども、やはりまずそういった協議会等を立ち上げて、ちゃんとした組織をつくるのが大事かなと。そこがリーダーシップをとって町民の方もどんどん呼び込んで、中には剪定の仕方を聞きたいという方とか、管理の仕方を聞きたいという方もあるんで、やはりきちっとした人に教えてもらいながらやる組織というのが大事かなと思います。

ちなみに、その保全活動における協議会、もし立ち上げるとした場合の予算というのは、今の現状ではどうでしょう、考えていない感じですか。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 お答えします。

今のところ、予算はつけておりません。まず、みなみの桜と菜の花まつりの実行委員会の中で、ちょっとそういう提案をさせていただきまして、河津町は会員が35名ほどいて、毎月、月1回活動しているということで見てまいりましたけれども、いきなりちょっとすぐというのは厳しい現状かもしれませんが、そういう組織づくりをまた検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

稲葉委員。

○稲葉勝男委員 3目の観光費、予算書のページ82、それともう1点が6目の温泉管理費、ページ85の中で、お聞きいたします。

まず、ページ84の3目の観光費の中で宿泊業の経営力基盤強化事業補助金、これは新規事業だと思うんですけども、この内容をお聞かせいただきたいと思います。

そして、これは宿泊施設ですから、俗に言うペンションから民宿から、大型旅館といったらおかしいけれども、宿泊施設と名がつくものの全部が対象だということだと思いますけれども、その辺もお聞かせいただきたい。

それから、6目の……

○委員長 稲葉委員、一問一答。

○稲葉勝男委員 あ、6目だけど、6だけか。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 お答えします。

この事業は令和6年度に始まった事業でございます。こちら、宿泊業者を対象にした事業なんです、県が4分の1、町が4分の1ということで、県の要綱に合わせて町もその要綱を作ったところでございます。

こちらの補助内容につきましては2点ほどございまして、まず1点は、宿泊業者の人手不足を解消するための事業、つまり予約システムのIT化ですとか、配膳ロボットの購入ですとか、そういった備品を対象にしたものが1つ。2つ目は、宿泊事業者の寮を対象とした、寮の改修工事を対象としたものとなっております。

今年度は、湊の旅館さんで1件、ロボット掃除機の購入で使われた事案が1件と下賀茂の旅館で寮の改修に1件、合計2件申請がございました。それで、一応観光協会から宿泊業の名簿をもらいまして、一応こういう事業を始めるということを昨年の7月と9月に2回ほど宿泊業者には郵便でお送りしまして、それで何か希望がある方は申出くださいという形で募集をかけたところ、今年度2件があったということです。

また、令和7年度につきましても同じ内容で実施するということですので、一応その辺も宿泊事業者の方には周知をしているところでございます。

以上です。

○委員長 稲葉委員。

○稲葉勝男委員 令和6年度から始まったということで、ちょっと私、認識していなかったの
で申し訳なかったんですけども、そうすると今の係長のほうの答弁によると、寮であり宿
泊施設というのは全部対象だというふうな受け取りでよろしいですか。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 お答えします。

お見込みのとおりでございます。

○委員長 よろしいですか、稲葉委員。

○稲葉勝男委員 分かりました。

それでもう一つお聞きするのが6目の温泉管理費、この中で委託料で、これは銀の湯の委託料だと思うんですけども、今年度は前年度に比べたら大分減額してありますよね。町営温泉指定管理委託料、この減額だけれども、これは委託している内容が変わったのか、住民サービスとか観光客のサービスは低下するようなことじゃ困りますけれども、この減額の根拠というのをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 お答えいたします。

こちら、銀の湯につきましては、令和2年度から共立ファイナンスのほうに指定管理として委託をしているところでございます。それで、ちょうど令和2年から6年までの5年間の指定管理の契約が切れまして、先日公募をかけまして、2者社の申込みがあったんですが、また令和7年度から5年間、従来の共立さんのほうにまた決定したところでございます。

ご質問のその委託料につきましては、2年前の収支を参考に金額を算定しております。今回委託料が下がった原因としましては、令和4年度に銀の湯会館のエアコンの改修工事を行いました。その結果、やはりエアコンが、平成8年の開業時から同じエアコンをずっと二十何年使っておりまして、最新のものに変えたものですから、電気代のほうが200万ほど安くなっているという経緯がございます。

あと、従業員につきましても単価のほうは上がっているんですけども、ちょっと利用の少ない時間帯に人員のシフトを整理しまして、人件費の削減に努めていただいて、本年度はこの金額でということでご提案があったものですから、それを参考にさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長 稲葉委員。

○稲葉勝男委員 従来どおりという、サービスの内容だとかそういうものは、もう従来どおりということによろしいわけですね。はい、分かりました。ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

大年委員。

○大年美文委員 説明資料の103ページ。ふるさと寄附金事業に関連してちょっとお伺いします。

ある遊漁をされている方が、お客さんがふるさと納税やって、この利用券みたいなものがあるのかな、それを持ってきたと。それを町のほうで受け付けて何か支払う……ごめんなさい、ちょっと私もよくシステムがちょっと分からなかったもので、その申請に来たところ、2回3回行っても、もう住所から口座番号からものすごく書かされたと言って、もう行かないというもので、いやいや、それはもったいないから、お客さんもせっかく寄附してくれたものを町で活かさなきゃならないから、それは行ってくれよと話したんですけども、そんなに煩わしい手間をかけてその処理をするもんですか。その辺ちょっと聞かせてください。

○委員長 商工振興係長。

○商工振興係長 お答えいたします。

恐らくそちらのほうは、感謝券の支払いに際しての請求の手続のことだとは思いますが、やはり請求書ですので、やはり口座番号とか会社のお名前、振込口座とかが違っていたりするとちょっと振り込めませんので、その際には正式なものに記入してくださいということでお願いをさせていただいている次第です。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 いやいや、それは何とかしてやらないと。その来るたびに、名前はしようがないとしても、口座番号から何から。登録されていると思うんですよ、その人の口座というのは。それを来るたびにね、2回も3回も行くたびに書かされますよということを聞いたんで、そこはちょっと簡略させてやらないと。利用する人の、せつかく寄附してくれて、そういう海のことで使ってもらって、それを換金というか振込手続に来ているんで、それはもう少しね、まさにそれこそDXですよ。そういうことこそ。簡単にならないもんですか。今後そういう検討ないですか。

○委員長 商工振興係長。

○商工振興係長 まさに、今私どものほう、新しいシステムに変えまして、そちらのほうが自動的に印刷ができるようになりましたので、そちらのご案内をさせていただくようにいたします。

また、もしよろしければそちらの事業者のお名前を教えていただければ、事業者のほうに参って、作業のそういう手続の説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 ぜひ、事業者にも伝えますけれども、そこはできるだけ簡素に。まあ間違っちゃまずいですよ、間違っちゃまずいんだけど、早々口座番号なんて変わるもんじゃないですし、そこは簡潔に処理できるようなシステムにしてもらえればありがたいと思いますんで、また事業者にも伝えますんで、よろしくお願いします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

黒田委員。

○黒田利貴男委員 今の大年委員の質問の関連するんですが、このふるさと、先ほど担当係長のほうから説明があった、ふるさと寄附感謝券のことについて、少し詳しくご説明を願いた

いと思います。

○委員長 商工振興係長。

○商工振興係長 お答えいたします。

ふるさと寄附感謝券は、本町が独自にふるさと納税の返礼品として、町内の様々な観光事業者で利用ができるような地域振興券を作っておりまして、そちらのほう、ふるさと納税の返礼品の1つとして登録しております。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 分かりました。

そういった中でシステムが古かったがために、先ほど大年委員が言われたような事案が発生したと。そのシステム改修したんだろうけれども、その使い勝手の点について、いま一度説明をお願いします。

○委員長 商工振興係長。

○商工振興係長 請求書は事業者様が手書きで記入していただく部分と、新しく、昨年度からふるさとD0という形でシステムを改修しまして、そちらのほうで自動的に、事業者様からも自分で請求書が出せるようなシステムを作らせていただきました。そちらを利用して請求をしていただくことも可能です。

利用者様にはなかなかちょっと、その手続きがパソコンとかお持ちでない方もいらっしゃいますので、そちらのほうはこちらの事務所のほうで、手書きとか、もしくは手作りで判子をもらいにいったりとかしておりますので、配慮はしております。

以上です。

○委員長 よろしいですか、黒田委員。

○黒田利貴男委員 大体分かってきたんですけども、宿泊施設またはそれに類する事業所にこのふるさと寄附感謝券でのふるさと納税を……違うな、ふるさと納税の納付をお願いしているということでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○黒田利貴男委員 さっき大年委員が言ったように、もうちょっとこう利用者も、また事業者のほうももうちょっと簡略化した形にしていくと、この感謝券というものが利用しやすくなってくる。今、このふるさと寄附感謝券の、要はふるさと納税額ですね、そこら辺どのくらいのパーセンテージを占めているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長 商工振興係長。

○商工振興係長 お答えいたします。

感謝券のほうは、同時期、今の時期で、5年度は5,900万円だったんですけれども、本年度は7,247万円ほど寄附を受けております。

全体的な年度に換算すると、3割ぐらいは感謝券のほうで占められているのではないかなというところですよ。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 それだけ利用率が高いということは、返礼品と並ぶ水準で、それだけ多くの方が来町してもらっているということにつながっているんだと思うんです。であれば、もう少しその利用率を上げていくように、何らかの方法で広報、または宣伝そういった形で、昔の水準のふるさと寄附金が2億近くあった時代まで、もう一度引き上げていくことが可能ではないかと思うんです。ぜひとも、今後も頑張っていってもらいたいというふうに思います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

大年委員。

○大年美文委員 説明資料の107ページ、予算書ページの83です。

観光イベント用駐車場整備事業、これについて。図面から見ると、今、特に職員が駐車しているところの横の位置だと思うんですけれども、これは非常に大事なことで、いいことだと思うんですけれども、この土地の地目、それからざっくりですけれども、この1,453万2,000円の中には取得費といろんな手続の関連の経費も入っているんでしょうけれども、ざっくりで平米で割ると、1平米につき1万500円と、坪にすると3万4,650円。これが地区の土地価格等に対してどのぐらいなのか、その辺が分かればちょっと教えてください。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 お答えいたします。

こちらの地目ですが、畑となっております。今回、売買をするに当たりまして、この1,453万2,000円という価格ですけれども、2019年度にこども園の園庭を増幅するに当たりまして、同じ石井の農地の畑を購入した経緯がございまして、そのときの平米単価が1万500円でございました。ですから、その平米単価に面積である1,384平米を掛け算しまして、そ

の金額がここに計上してある取得費の価格となっております。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 石井の農地で同額だったということなんで、価格的に、私ちょっとこの辺が、地価についてちょっとまだいろいろ情報取り寄せていないんで分からないんですけども、それはそうしますと、この土地で、安価じゃないかなというような気がするんです。

私、1点、この図面の中で写真ありますよね。防災倉庫を今のところより、その購入する土地の奥に予定するという、これ図面ですよ。私はこれどうかなと思うんです。これ、あれですか、これから取得して、ここに書いているように整備しますよね。そうすると、ここはもう365日24時間駐車場ですから、入れることができるような方向なんですか。その辺を、例えば新しいところはイベントがあるときだけ開放するとか、例えばフェスタだとか、このみなみの桜まつりだとかというときだけ初めて開放するのか。それとももう365日24時間利用できるようになるのか、その辺の案があったら教えてください。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 答えいたします。

まず活用方法ですが、基本的には駐車場ということで、通常時から駐車場として開放している予定であります。また、その設計につきましては、令和7年度に土地を取得しまして8年度に整備すると、舗装ですとかその駐車場の線を引いたりとか、いう予定でありますので、またその詳細につきましては、来年度設計していきたいと考えております。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 取得箇所の地図の右側に防災倉庫移転という文言が入ってしまして、現在の位置では車が駐車した状態で開閉できないため移設すると。今後は検討する課題なんだろうけれども、私はこの今、奥のほうに行くと人の目も見えなくなる。それで今言われたように365日駐車できるとなっている。この役場の駐車場でさえ、夜中に1台も止まっていない光景というのを見たことがないんですよ。要は、止めていいなら止める人が出てくるといったときに、あの奥に防災倉庫移設して、じゃ、あそこに常時、この辺の人でしょうけれど、車止めたときに有事があったといったときに、その人が連絡取れなくて防災倉庫が開かないよといったことが起こるかもしれませんので、それはやっぱり今のところに置いて、やっぱり2トン車ぐらいがスムーズに入れるスペースを確保した上で駐車場を整備をしたほうがい

いと思うんですけれども。

これは観光なのかどうか分からないですけれども、その辺のお考えがあったら、町長、いかがですか。

○委員長 町長。

○町長 お答えいたします。

ご意見はご意見で賜っておきたいと思います。一応、防災倉庫の前に、そのような一般車が止まらないような工夫もまた考えていかななくてはいけないのかなというふうにも思います。一応、手前側、今駐車場で使っているところはもうフルに駐車場として使って、今日も役場の駐車場は大変混雑しております。日々混雑しているので、何とかそれを解消したいという思いですので、またご理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 まさにこういう議会だとか、ちょっとした大きな会合があると、駐車場がもうスペースが狭くて、本当に町民が利用するときはどうしていいのかということで困っていらっしゃる方がかなりいますんで、駐車場を拡大するのは結構ですけれども、やっぱりそれは防災倉庫もあることですから、その辺は十分考慮してもらって、スペースを取ってもらって、特に夜中止めっぱなしにしている人も中にはいるでしょう。翌朝もちに来る人もいるでしょう。そういうことを考えて、やっぱり特に防災倉庫のスペース、これについては気をつけてもらってある程度のスペースを取ってもらって、ある程度2トンとか、その車が、有事のときはそんなもんですから、大きな車が出入りできるスペースはやっぱり確保してもらって整備してもらいたいと思いますんで、よろしくお願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

黒田委員。

○黒田利貴男委員 今の大年委員の質問に関連するんですけれども、3月1日土曜日にこの役場駐車場内において、プレミアム付商品券を買いに来た町民と、観光客との交通事故が発生しております。恐らく、町民のほうが一方向的に悪いような感じだと思うんですが、事故ってすごく単純なことで起きる。その理由は、ここの説明書の107ページにマックスバリュの駐車場のほう側は矢印がしてあって、路面標示されていて、車の通行が一方通行で通るようになっていて。

ここの駐車場については、その路面標示がないがために、真ん中に止めるスペースが2列、

両サイドに1列ずつといったところで、どちら方向からも車が通れるといった形になっています。そのために、お互いが自分の行きたい方向へ行こうとしてぶつかってしまっているといった事案があります。

この整備する駐車場、イベントのために整備をすると、ここに明記されているんですが、それでそういった交通事故が起きないがための対策といったものは、どういったことを考えているかお聞かせを願いたいと思います。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 お答えします。

先ほど申しましたように、設計に関しましては令和7年度中に行う予定でおりますが、今の案としましては、新しく取得した用地につきましては、時計回りで周回するような形で駐車場利用を考えているところでございます。

駐車台数につきましても、こちら説明資料に記載のとおり、54台駐車スペースが確保されると予定しておりますので、矢印の記載とかそういったことを今後考えてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 それに関連して、イベント用の駐車場としてこの役場の駐車場も今年度、令和6年度は開放したわけですが、この役場の駐車場自体ももう一度路面標示を考えたほうがいいと思うんですが、その辺、町長どのようにお考えですか。お聞かせください。

○委員長 町長。

○町長 お答えいたします。

線の引き直し等、2年前ぐらいでしたか、やりまして、その中で駐車スペースの確保等をしたんですけれども、路面標示と車によっては逆に一方通行、例えば時計回りで入り口から入ってきて、ぐるり商工会の前から庁舎前で段ボール等の収集場所のほうにぐるっと時計回りで回る矢印を書いて、そのように皆さんが回ってくればいいんですけれども、中には回らない人がいると、逆に事故の発生も高くなるのかなというところも危惧するところですので、その辺のところは今後もどのような状況かを見ながら判断していきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 自分も時計回りに回らずまっすぐ突っ込んでくるほうなんで、そこら辺は今の町長の答弁でいいと思うんですけども、1点、この役場駐車場を開放したのはいいんですけども、担当の係員が1人しかいなかったんです。それでその係員がいること自体にお客さんのほうが気づかなかった、というのもあるんです。

なので、そこは桜まつりの実行委員会のほうの判断だと思うんですが、役場駐車場を開放するについては、しっかりそこら辺も協議をしてもらいたいと思うんですが、そこら辺いかがでしょうか。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 お答えします。

また桜まつり終了後に実行委員会開かれますので、反省点として今後の改善事項として、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長 町長。

○町長 お答えいたします。

ちょっと補足ですけども、3月1日は委員おっしゃったとおり、桜まつりのお客さまとそれからプレミアム商品券の購入の住民の方、それから南伊豆分校の卒業式も重なりまして、それぞれの団体、桜まつりの実行委員会、それから商工会、そして南伊豆分校の先生方が交通整理に当たってくれていました。その中で事故があったというのは、多分、南伊豆分校の卒業式のときには私いたんですけども、そのときには事故があったようなことはちょっと聞かなかったんで、その前後かなと思うんですけども、それぞれが配慮はしていたというふうには認識しておりますので、事故があったようであれば、また今後は起きないようなことも検討して、部会等進めていきたいなというふうに思います。

あまりにも車が多すぎたということが大きな原因かと思いますので、今後また気をつけたいと思います。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 それはそれで、起きたのは3時頃なんですけれども、今後気をつけてしてもらいたいと思うんですが、もう一点いいですか。

ここの購入する土地の横には水路が流れています。ちょうど役場駐車場と郵便局の裏を通っていく形の水路なんですけど、ここをマックスバリュの駐車場、それと今現在役場で防災倉

庫の置いてあるところ、役場駐車場、そこから流れる水が一気に今後、災害もかなり大型化してきています。大量の雨が降ったときに、マックスバリュの入り口まで流れているこの水路の水量的な部分は、安全が確保できるのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 お答えいたします。

すみません、そこまでちょっと想定がしてなかったものですから、今後また、令和7年度に実施する計画の中で検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長 副町長。

○副町長 ご指摘、ご心配なことだと思いますけれども、その面積的な部分とそれから法的にそこを考えなきゃいけないのか、そのところはもう一回ちょっと確認をして、やらせていただきます。

必要な手続として、土木さんあたりに相談する必要があるのか、当然、今は農地ですけれども、最終的には舗装して、当然水は流れるということになりますので、そこらは細部に当たって確認をさせていただきます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡邊委員。

○渡邊 哲委員 ちょっと元に戻りますけれども、みなみの桜と菜の花まつりのことでちょっとお伺いします。

最近といいますか、上賀茂でもこども園の辺りは大分きれいになって、今年はバスが3台、中国人らしきお客様を乗せて来ています。

それで、その桜まつりの桜の、町で管理する範囲というのをちょっと教えてもらえないですか。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 お答えいたします。

町で植えた桜ですけれども、上は十八通橋までで、下流のほうにつきましては弓ヶ浜大橋の辺りまでと推測しております。

以上です。

○委員長 副町長。

○副町長 補足で、私のほうからも。

多分、当然植えているのは上賀茂の上流までずっといっていますよね。ある程度の長さでいっています。だから、まつりの範囲という、実行委員会の中で決めているまつりの範囲というのは、今、担当係長が言った分のところで止めているんだというふうなことだと思います。そこ以外のところに、当然これ見たいという人は、どこにでも好きなところにとめて、桜が咲いていれば見ますので、そこらのところの管理をどこまでするか、入っちゃ駄目だとか、そういうことは多分できないと思いますので、その辺のところは、はっきり言ってどうしたものなのかなというところだと、正直言って思います。

パンフレット上で、お祭りの中の範囲の中の地図として、私どもが出しているものの中には当然、その部分は、今、委員がご指摘になった部分というのは入っていないんだと思うんですけども、ですから、そのところの調整が今後しっかりとできればいいなと思いますけれども、それをちょっとうちのほうで仕切るというところが結構難しいのかなと思います。

また、実行委員会のほうと相談をしながら、せっかく見ていただく方にはいい状況のものをご提供するというのが一番大事だと思いますので、そこも含めて、また検討させてください。

○委員長 渡邊委員。

○渡邊 哲委員 じゃ、十八通橋から上のほうは、上賀茂区としてできる限りの管理はさせていただきます。ですが、手にやり切れないことがあったら、また相談に乗っていただけますか。駄目ですか。オーケー、はい分かりました。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

黒田委員。

○黒田利貴男委員 予算書83ページ、説明書の104ページの宣伝委託事業のところ、主な委託の内容のところの4番目、町内バスツアーへの助成等とあるんですが、ここについて説明をお願いいたします。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 お答えいたします。

こちらのバスツアーの助成につきまして説明をさせていただきますが、こちらは関東圏や中京圏、関西圏から大型バスで1台、南伊豆町にお越しいただいて、町内の施設2か所、例

えば、おか田さんで食事をしていただいて、モンキーベイを見学すると。2か所以上立ち寄っていただいた大型バス1台につき、3万円の助成を行っています。予算としては100台分を計上しております。

以上です。

○委員長 黒田委員。

○黒田利貴男委員 旅客運送事業法で、今ドライバー1人の場合の運行距離というものが、日帰りだと500キロという決まりがあります。宿泊する場合であれば、その部分は片道500キロ走れるということになるんですが、日帰りで帰る場合、往復で500キロということになって、乗務員が多分2名という形になると思うんです。

そうすると、この助成をしたからといって、日帰りのバスツアーのお客さんが来るかといったら、ちょっと厳しいのかなというふうに思うんですが、その辺についてはどういう、旅行業者とかからどういった意見があるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 お答えします。

日帰りのバス旅行につきましては、その500キロという制限と、運転時間が連続して2時間を超えてはいけないという制限がありまして、その辺でやはり南伊豆町、地理的に不利だということは想定しております。

ただ、乗務員2人になっても関東圏というより、今現在、中京圏や関西のほうから新しいお客様を取り込むということで、営業のほうは頑張っているところでございます。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

大年委員。

○大年美文委員 私も同じく宣伝委託事業の関係で、これはまあお願いというか検討をお願いしたいなと思って。

先ほど、みなみの桜と菜の花まつりの事業の中で夜桜流れ星、これ大変好評でした。非常にいい事業だと思うんですけども、かつては南伊豆も星空の町ということで、立岩でしたかね、何かありましたよね。星を見る施設みたいの。私ちょっと申し訳ない、行ったことないんですけども。

どうですかね、もちろん今で、旧態依然としてはその夜桜流れ星を川に流すこともすごくいいことなんですけれども、ドローンでも使って、それこそ、これ調べてほしいんですけれ

ども、莫大なお金がかかるんだったら別ですけども、星空の町をうたっているもんで、どうでしょう。ドローンを使った夜桜流れ星、こんなのもできないかなというようなことも思っているんですね、私自身は。それが莫大なお金がかかるんじゃ、あれですけども、もうちょっと調べてみないと分からないことなんですけれどもね。

そうすれば、何も菜の花まつりのときだけじゃなくて、私は、こんな顔して言うのもおかしいですけども、クリスマスイブとかそういう日にドローンを飛ばしてやるとか、そういう事業にもなるんじゃないかと思いますので、その辺をちょっと検討してもらうように、いろいろ調べてもらいたいなと。

あと価格的なこと。やっぱりそれがまた、例えば人手がいるよと、いろんなことがあればまた検討するんですけども、単純に素人考えでドローンを飛ばすのは、操縦する人とそんなには、発着するところと沈むところですので、そんなには人数はかからないような気がするんですけども、またそんなことも検討してもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○委員長 町長。

○町長 私のほうからお答えします。

横浜開港祭というのに毎年招待されて行くんですけども、そこではレッドクリフという会社がドローンショーをやります。それは横浜開港祭では、たしか500機のドローンが10分間3,000万円で、いろんなクジラが海から飛び上がったり、それから日本丸の、帆船ですね、帆船を空に映し出したりという、そういう10分間のショーがございます。3,000万円で大変素晴らしいなと思ったので、ぜひやりたいなと思ったんですけども、3,000万円はかなりうちの町にはちょっとハードルが高いなと思ったんですけども。

熱海市のほうでは100機でやりました。100機でやった映像をいただいたんですけども、100機だとちょっと、言い方悪いですけどもしょぼいというか、やはり絵としてあまり、ほかのやり方ならいいんでしょうけれども、逆に大年委員言われたように星みたいな形でやるのもいいのかなとは思いますが、100機で幾らだったのかちょっと金額は聞いていないですけども。

人数的にも今はコンピューターですので、全部打ち込んじゃって、もう極端な話、スタートを押せばみんな自由に動いて、ここから飛び立っていろんな映像を作って、また戻ってくるといっただけなので、1台1台1人が動かすわけじゃないんで、そういう意味では、私もこれをやりたいなと思ったんですけども、今後、今言われたようにちょっと検討して、どの

ような形でできるかということもいろいろなクリアしなければいけない条件もあろうかと思っていますので、検討させていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 私、懇意にしている人間でそういう事業をやっている人間がいて、私も相談をしているんです。それで、ちょっとその横浜クラスの話はしなかったんですけども、色とりどりじゃなくてもいいと思っているんです、私は。通常の色と、青かそれぐらいが流れて、分校のグラウンド辺りから出て、青野川を走って行って、ふるさと公園に着地するというような形を、それが時間がどのぐらいかかるのか、あんまりこうぱつととっても、皆さんが楽しめないというようなところもあるでしょうから、それはいろいろと考えていかなければいけない。私のほうもまた情報提供させてもらいますんで、どうか検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

安藤委員。

○安藤広和委員 同じく関連しまして、宣伝委託事業のページでご質問します。

桜まつりのほうの事業なのかなとも思ったんですが、こちら3番目のところに施設維持管理事業ということで、費の菜の花畑管理維持事業というのがあったので、こちらのほうで質問したいと思います。

昨年までが菜の花畑の中に木道がありまして、今年、大分傷んだからということで撤去されて、チップを並べているという形になっていると思います。昨日も雨の中、ちょっと歩いてみたんですが、かなり歩きにくいのかなという部分と、あと女性に関して言うと、ヒールなんか履いてきた場合は、かなり埋まってしまうのかなと。あと今年非常に多いなと思ったのが、桜が全然咲かなかったので、結婚式の前撮りをやっている方が非常に多くて、そういった方たちが菜の花ドアのところ撮る分にはいいんですけども、やはり中に入って撮ろうといったときに、かなり引きずって、雨上がりなんかだとかなり汚れちゃってというのもあったようなんですが、そういった木道にしたらどうという意見とかというのは、町のほうには届いているんでしょうか。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 お答えします。

菜の花畑の木道につきましては、平成28年から30年にかけて、昨年までありました木

道のほうを大幅に改修したと聞いています。予算につきましては、大体200万さきかかったということで、その後も途中、板が剥がれたとか、そういう補修を年々繰り返してはおりました。

そういったことから、令和5年度に半分、休憩所のベンチのところから中のコンクリートの道につながるところなんです、その老朽化が激しかったものですから、その部分を木道を撤廃しまして、チップを試しに引いたところでございます。今年度、やはりその残った半分の部分も撤去しまして、残りの部分にチップを入れたところでございます。

ご指摘のちょっと歩きにくいということなんです、またちょっと来訪者の意見を参考にしながら、今後また整備について検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長 安藤委員。

○安藤広和委員 ありがとうございます。

今年、何しろ桜が咲かなかったので、バスツアーのお客さんにしろ、個人のお客さんにしろ、やはり河津に行っても全く花がない、南伊豆に来て全く花がないというときに、唯一、あのきれいな菜の花畑で救われたという声を多々聞きました。やはり、それだけの人が来る場所ですので、やはりその人たちに心地いい環境で見ていただくというのも、やはりこちら側の準備としては必要かなと思います。

今のところ、ちょっとまだ予定はないですか。あと数年かなんか試してみて、その意見次第という形でしょうか。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 お答えします。

まず、そのチップを引いたのがこの話なものですから、しばらく様子のほうは見たいと思います。また、その菜の花についても今年成長がよくて、ある程度の高さまで咲いております。そこで、ウェディングフォトとかの撮影を何組も見ているんですけども、ちょうど木道がないほうが花に囲まれている雰囲気とかも出ているのかなということもございまして、その辺のちょっと意見をまたちょっと取り組んで今後参考にしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

黒田委員。

○黒田利貴男委員 恐らく最後の質問だと思うんですけども、予算書は84ページ、説明資料

110ページの観光客受入環境整備事業補助金、この補助金が令和4年から今年度、令和6年まで実績がゼロなんですね。このことについての説明と、今後どうしていくのかお聞かせを
願いたいと思います。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 お答えします。

こちらの補助事業ですが、お示しのとおり4つの事業に対して補助を行うということで、平成29年度に要綱を整備しまして補助をしてまいりました。29年からの実績なんですが、Wi-Fiの整備について13件、トイレの和式から洋式に改修する工事が6件ほどありました。今ご指摘があったように、令和4年からちょっと申請のほうがないような状態であります。それで、今後インバウンドを意識した整備ということで、要綱に補助対象の品目を増やしていきたいと考えております。まず補助する内容を増やすものとしましては、翻訳機ですとかキャッシュレス決済の機器の導入、あるいはホームページの制作費用、そのあたりを対象した補助事業をこの中に盛り込んでいきたいと考えております。

以上です。

○委員長 稲葉委員。

○稲葉勝男委員 予算書ですと84ページ、それから予算説明書ですと112ページですが、弓ヶ浜温泉供給設備維持管理補助金についてちょっとお尋ねいたします。

これは三、四年前か、もうちょっと前ですか、弓ヶ浜の温泉が思うようにいかないという話の中で、その当時町長のおっしゃるのは、町が一企業というか、それに補助することはできませんということであったんですけれども、これは町が全面的に今回は何年か前、3年ぐらい前ですか、補助するようになって本当にこれはいいことだなと思うんですけれども、この500万の現在補助をやっているんですけれども、この弓ヶ浜の地域の温泉が利用者がだんだん減ってきている。さらに今度杉並区が利用がなくなるという中で、今後非常にその維持管理が弓ヶ浜温泉でしたっけ、山田晴之さんが社長やっている弓ヶ浜、そこが維持管理するのにも非常に困難な状況になってくると思いますけれども、今後そういう面での維持管理等について、弓ヶ浜温泉ですか、山田晴之さんが社長やっている団体と交渉というか、今後の先のことについてどういうふうな現在打合せというか、状況で行っているのか、その辺ちょっとお聞かせいただければ、今後のことについてどういうふうな方向でいくのか。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 お答えします。

まず、この補助金につきましては、令和4年度から250万を上限としまして弓ヶ浜温泉組合のほうに補助してまいりました。令和5年度をもちまして杉並区が撤退して、会費収入が減額したということで、弓ヶ浜温泉組合から要望を受けまして令和6年度に要綱を改正しまして、補助金額を250万から500万に増やした経緯がございます。私もその補助を受けるに当たり、一応決算状況の確認とかをさせていただいたんですけれども、やはり温泉管の老朽化が進んでおりまして、やっぱり年間、その管の取替えに大体700万前後の工事費がかかっているということで、この4年度以降工事のほうをやっているということで、今回令和6年度に増額をした経緯がございます。しばらくこの金額でちょっと様子を見させていただきたいということで、一応組合長と会計さんのほうにはお話をしているところでございますので、しばらくこの500万円を上限という形でやらせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長 副町長。

○副町長 私のほうからもちっと補足で、これ政策的なことですので、係長が自分の所存で答えるというのは多分無理だと思います。当然この補助金を出すようになった経緯というのは、もう議会の皆さんのほうからご指摘をいただいた中で当局として対応したということがございます。これは当然温泉がないと弓ヶ浜というのがもう当然これもたないということがありますので、町の一番大事な資源だということだと思います。ですから、入湯税を財源として対応しているわけですが、これが入湯税のほうもどんどん宿泊施設が減ってきて入りが少なくなる。将来的に今熱海市であるとか、あるいは京都なんかもそうですけれども、観光税というのもあります。ただ、そういうものまで上げて財源として取っていくのか、あるいは入湯税をもう少し額を上げるようにするのか、そういうふうな形をしていかないと、恐らく財源厳しくなってくるのかなというふうには考えています。ただ、担当係長が言いましたように、現状については上げたばかりだもんですから、弓ヶ浜温泉の現行のほうの法人さんのほうからは今のところまだ大丈夫だということがありましたので、これできる限り町として財源の確保、あるいはその支援というのは必要なことだと思いますので、続けていきたいというふうに考えております。今の時点だとその程度のお答えしかできませんが、よろしくお願いします。

○委員長 稲葉委員。

○稲葉勝男委員 今副町長のおっしゃるとおりです。私も当初からそれは申し上げているんですけれども、弓ヶ浜から弓ヶ浜温泉を取ったらもうただの弓ヶ浜だと。それで、南伊豆の観

光地としてもう名前も通っているし、ぜひ弓ヶ浜温泉を残すことが一番大事だということを町長もそれは考えは一緒だと思いますけれども、それで、ましてや今度本会議でもありましたけれども、弓ヶ浜じゃない、共立湊病院の跡地の利用、そういうものにも十分いろんな意味でどうなるかもまだ未定ですけれども、温泉の価値というのはまたそこで発揮されるようなこともあると思いますので、ぜひそういう意味でも弓ヶ浜温泉は南伊豆の宝であるというふうな認識で、今後も町の補助とかそういうものを十分やっていただきたい、このように思います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

安藤委員。

○安藤広和委員 すみません、最後最後でまた今さら出て。

説明資料の109ページ、予算書84ページの合宿等誘致補助金の部分でお伺いします。

この実績を見たところ、令和6年が1月14日時点とは書いてありますけれども、半分以下の数値になっておりますけれども、今3月ですので今月中までというところで、大分戻っているのか、その辺ちょっと聞きたいんですけれども。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 お答えします。

こちら、申請期間が宿泊日の1か月前ということなものですから、もうこの数字で最後だと思うんですけれども、今現在の数字ですが、団体数が29団体、延べ宿泊者が1,528人、補助額が257万8,000円という状況でございます。詳細を言いますと、春休みの3月末の合宿もありますので、今後またちょっと宿泊者の増減についてはあるかもしれませんが、現状を申し上げますと、今言った数値となります。

以上です。

○委員長 安藤委員。

○安藤広和委員 ありがとうございます。

それにしてもちょっと人数的には減っているのかなというのがもったいないと思います。実際利用された団体さんに聞くと、非常に助かると。お子さんから学生さんまでという中で、だからそれに対してのやはり、かなり見るとリピーターが多いんじゃないのかなという気がするんですけれども、リピーター以外に今後新たな顧客を呼び込むためのPRなんか考えていられるか、ちょっとお伺いします。

○委員長 観光推進係長。

○観光推進係長 お答えします。

また、この宿泊のパンフレットA4版のものを作ってございますので、そのあたりをまた東京事務所ですとか、あるいは町内の宿泊施設のほうに掲示させていただいて、またこちらの合宿に来られるように広報のほうに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 質疑なしと認めます。

これをもちまして第6款商工費、ふるさと寄附金事業及びその関連歳入の質疑を終わります。

次に、質疑の対象を第7款土木費及びその関連歳入とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 質疑なしと認めます。

大年委員。

○大年美文委員 説明資料の95ページ、住宅リフォーム振興事業補助金、これ前年度から100万ぐらい減額されていますけれども、これ令和6年、現状、今の状況をちょっと分ければ、現状でいいです。知らせてもらえますか。

○委員長 公共管理係長。

○公共管理係長 お答えいたします。

現状でありますけれども、今年度は増額していただきまして、上限で言うと30件分の予算を計上させていただいたんですけれども、今回ちょっと出足がよくなかったもので、現在22件でおおむね事業が完了の予定でございます。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 30件用意していて22件だったと。それでもそれだけの需要があって、やはり今回100万円減額になったのは、この22件になったという形から減額されているんですか。その辺お聞かせください。

○委員長 地域整備課長。

○地域整備課長 お答えいたします。

令和6年度には、先ほど20件という形の中でありましたけれども、本年度は22件ありまして、総額が今のところ446万8,000円という形になっておりますので、PR不足かもしれませんけれども、ちょっと伸びがいまいちだったものですから、100万円減額の500万円とさせていただきます。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 利用された方が、これまた別の事業ですけれども、これまた予算が違うんですけれども、空き家の対策のリフォームはこれたしか上限が50万円なのかな。というのをちょっと私聞いたんですね。ちょっと私も確認していません。また後ほど誤りだったらあれですけれども、もう既に住んでいる方のリフォームは上限が30万円だよということで、空き家のリフォームを移住定住の関係であるんでしょうけれども、空き家リフォームも50万円出してもらえらるなら、我々も上限額は50万円にしてもらおうことはできないですかねなんていう話を聞くんですよ。その辺の考えというのはありますか。

○委員長 地域整備課長。

○地域整備課長 お答えいたします。

我々が行っている今リフォーム事業と地方創生が行っている事業の趣旨の違いがございしますので、その辺ところはちょっと考えておりません。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 その趣旨というのが一番問題で、そこを聞きたいんですよ。現に住まわれている人が300万円以上になった場合は最高30万円補助するという中で頑張っておられるわけですよ。そう言っちゃ申し訳ないですけれども、空き家で住まわれるかどうか、これここで聞いてもあれですね。分かりました。じゃそれもまた空き家ですか、そっちのほうのまた担当課にも私確認していますけれども、やっぱりそういう方もいらっしゃる。やっぱり30万円の限度がもう少し上げてもらいたいなという方もいるということをちょっとお伝えしたくて質問させていただきますので、よろしくお願いします。

○委員長 稲葉委員。

○稲葉勝男委員 最後になるかな。これは町長に要望なんですけれども、能登半島沖地震で大分道路の寸断だとか騒がれております。これは伊豆半島も類似している地形だということで、

そういう話があります。その中で、実は一條稲梓線、この期成同盟会が実際はあるんですけども、今活動しておりません。それで、下田のほうの議員からも話があったんですけども、稲梓地区の住民ももしそういう状況になったとき、南伊豆とすれば伊豆縦貫にすぐつながるような道路だという、そういう意味で下田のほうの住民からも地震があったとき、ほかの道路が通れなくなったとき、それが必ず残るかということではなくて、そういう道路があるということで、もう一度期成同盟会を復活したらというような話を住民の方からいただいたということを私も下田の議員から言われたものですから、じゃ南伊豆も今町長が期成同盟会の会長になっているわけですね。ですから、今後明日やすぐに期成同盟会をまた復活しようじゃないかと、復活ってあるもんだから、それをぜひもう一度協議できるようなそういう体制を整えていただきたいと思いますけれども、どうですか。

○委員長 町長。

○町長 答えいたします。

数年前、期成同盟会が活動もなくなって今止まっている状態ですけども、下田市の議員さんのことはちょっと私も把握していませんけれども、下田市長ですとか私たちの考えですと、まず一條稲梓線以上に伊豆縦貫自動車道の全線開通というところが最大の第一目標であるというところ、それから土木もやっぱり新設道路はかなり難しいという、予算づけも難しいというところで、かといって、じゃ市道、地方道、農道というののもかなり厳しいかなというところですので、現実的に一番確実な伊豆縦貫自動車の今箕作まで工事が進みますけれども、その先の敷根インター、それから下田インターまでも一日も早くつなげてもらうということが一番現実的に、また利用者も使いやすいのかなというふうに考えていますので、今後方向が変わるようであれば、一条稲梓線の重要度というのものもあるのかもしれませんが、全くやらないというよりは、また頭の片隅に入れて、またそういう協議も下田市長を含めてしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長 稲葉委員。

○稲葉勝男委員 おっしゃるとおりで、私たちも自民党としてももう毎年政調会の要望で出しているんですよ。それで回答いただいていることは県のほうの必ず同じことで、今はとにかく伊豆縦貫が、町長おっしゃるような答弁いただいています。ですけども、そこで忘れられたような形になっているものですから、ぜひこれが5年、10年先に開通するとか着工できるかというその辺はやっぱり期成同盟会があるからもっと県のほうも、じゃあという気持ち

になってくれればいいんですけども、そういう意味でもぜひまた下田の市長とも町長相談して、ぜひそれが復活できるようにお願いしたい。

以上です。

○委員長 齋藤委員。

○齋藤 要委員 恐らく最後だな、質問が。

それで、今期成同盟会、それ町長、本当に今幹事長が言うように、常に行き会うたびに松木市長とそういう類いの話をしょっちゅうしていて、我々は我々でもって動きますんで、ただ問題は今町長が言ったように、新規事業は駄目だよと、県のほうは。だから、伊豆縦貫ができなきゃ駄目かなとは思ってはいるけれども、そんなことを言っていられない。あの道が本当に南伊豆には最重要で、命の道だよ、本当に。だから、それは何とかやりたいなと思っているけれども、せめて青野八木山線、まだ完成していないか。

○委員長 農林水産振興係長。

○農林水産振興係長 じゃすみません、関連で答えさせていただきます。

青野八木山線は今日は質問出るかなと思ったら出なかったもので、答えませんでした、長くなりそうです。長くなりそうですというのが、県の林道の事業計画、国が認可する事業計画がどうしても5年刻みでしか延長できないみたいです。なので、当初の予定では令和8年度に工事が終わってというような状況なんです、そこからまた5年を延ばす方向だということですが、実態としては5年しか延ばせないという計画なので、まだその先になるだろうということです。コロナもあつたりもして、なかなか松崎側ともお金の動きも工事の動きもなかったので、協議会というのが開催できていなかったんですが、今年の県の林道の計画が延長になるのがこの秋だという表現でしたので、秋表現になるんですけれども、松崎町関係者、あと加畑県議も顧問になっていますので、対面式で今後の事業スケジュールを確認していきたいと思っておりますが、長くなるということだそうです。

以上です。

○委員長 齋藤委員。

○齋藤 要委員 ちょっと、じゃああれだな、見通しが暗いな。いや、なぜそれを聞いたかといったら、県単だな、あれは。その青野。県代行だら。それでもって一條線もやってもらいたいなと思っているもので、それを使っていると県はなおさら新規の事業は受け付けないということになるから、それがまずいですね、どうも。ここで私が首をかしげても駄目だから、努力はお互いにしましょう。そういうことで。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

大年委員。

○大年美文委員 説明資料の101ページ、予算書でいえば90ページかな。

空き家対策計画策定委託料、大変申し訳ない。これは昨日私防災のほうでちょっと質問させてもらって、町のほうから何とかできないかと防災の関係で質問させてもらいました。私、申し訳ない。ここちょっと見落としていたもので、これがあれば昨日の私の質問はもう解決できるものですから、ちょっとお伺いしますけれども、やはり一番最後に今後の予定という文言の中に、一番最後に代執行による除去も検討するという強い文言が入っているものですから、極力ここまでいかなくても示す、やはりこういう老朽化危ない、特に他人にも迷惑をかけるような老朽化した家屋に対しては、やっぱり知らしめるというのは大事だと思いますんで、ぜひこの事業でお知らせするというところに力を入れてもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○委員長 地域整備課長。

○地域整備課長 お答えいたします。

来年度、空き家等対策計画を策定予定となっております。その中で、特定空き家や管理不全空き家に指定された場合には、固定資産税の住宅用地特例が解除の対象となることから、空き家問題の歯止めになることなどが期待しております。ただし、空き家といえども建物という不動産である以上、財産権は憲法上保障されるべきものでありますことから、特定空き家の指定や解体に伴う所有者からの費用徴収など、極めて難しい課題が想定されますので、これから整備に向けては協議会を立ち上げて慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 質疑なしと認めます。

これをもちまして第7款土木費及びその関連歳入の質疑をあります。

次に、質疑の対象を第10款災害復旧費及びその関連歳入とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 質疑なしと認めます。

これをもちまして第10款災害復旧費及びその関連歳入の質疑を終わります。

これより議第31号に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第31号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 全員賛成です。

よって、議第31号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時41分

○委員長 休憩を閉じ、委員会を再開します。

◎議第32号、議第33号、議第34の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長 ここでお諮りします。

当委員会に付託されました議第32号、議第33号及び議第34号を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長 異議なしと認めます。

よって、議第32号、議第33号及び議第34号議案を一括議題とします。

追加説明がありましたら、お願いします。

〔「ありません」と言う人あり〕

○委員長 これより質疑に入りますが、質疑のある方は議案番号、予算書及び説明書のページ数を明示し、内容を簡潔に、一問一答形式で質疑してください。

質疑はありませんか。

清水委員。

○清水清一委員 それでは、議第34号についてお伺いいたします。

後期高齢者の関係ですけれども、東伊豆町の予算書の話が伊豆新聞に出ていました、ついこの間。その中で、後期高齢者で人間ドックを行うという話を書いてありましたけれども、その内容と、どのようなことを行うのか、それとも南伊豆町はその人間ドックについてどう考えておられるのかをお伺いいたします。

○委員長 南伊豆のことをお願いします。

国民健康保険係長。

○国民健康保険係長 お答えいたします。

人間ドックの助成事業につきましては、今は町のほうでは国民健康保険のほうの未受診者の方を対象に、病気の早期発見、早期治療を目的に、日頃のお体の状態を把握していただくための機会として実施をさせていただいているところです。後期高齢者医療制度の方につきましても4月、5月に各種がん検診、あと毎年9月ぐらいに健康診査のほうを実施をさせていただいているところですが、こちらの令和5年度の受診率につきましては、法定報告値で17.53%と低い値となっております。ただ、検診の未受診者の方のうち、生活習慣病を保有されて医療機関のほうへかかっていらっしゃる方の割合は全体の75.3%ということで、合わせますと約90%以上の方につきましては、検診や医療機関で日頃のお体の状態を把握されているというふうに認識をしているため、実施をしていない状況です。また、次年度に関しましてもがん検診、また健康診査のほうを自己負担500円、30分程度で実施をしておりますので、検診も受けていらっしゃらない、また医療機関のほうも受けていらっしゃらない方につきましては、状態把握に努めるとともに、こちらの健診の受診勧奨のほうを強化していきます。

また、それとともにまた人間ドックの助成につきましては、必要性についても各市町の状況等、調査研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第32号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 次に、議第32号原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 次に、議第33号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 次に、議第33号の原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 次に、議第34号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 次に、議第34号の原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第32号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 全員賛成です。

よって、第32号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第33号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 全員賛成です。

よって、議第33号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第34号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 全員賛成です。

よって、議第34号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで職員の入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時50分

○委員長 休憩を閉じ、委員会を再開します。

◎議第35号、議第36号、議第37、議第38の上程、説明、質疑、
討論、採決

○委員長 ここでお諮りします。

当委員会に付託されました議第35号、議第36号、議第37号及び議第38号を一括議題とした
と思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長 異議なしと認めます。

よって、議第35号、議第36号、議第37号及び議第38号議案は一括議題とします。

追加説明がありましたら、お願いします。

〔「ありません」と言う人あり〕

○委員長 これより質疑に入りますが、質疑のある方は議案番号、予算書及び説明書のページ
数を明示し、内容を簡潔に、一問一答形式で質疑してください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論のある方は、議案番号を述べ、討論してください。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第35号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 全員賛成です。

よって、議第35号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第36号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 全員賛成です。

よって、議第36号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第37号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 全員賛成です。

よって、議第37号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第38号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 全員賛成です。

よって、議第38号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第 39 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長 当委員会に付託されました議第39号を議題とします。

追加説明がありましたら、お願いします。

〔「ありません」と言う人あり〕

○委員長 これより質疑に入りますが、質疑のある方は予算書及び説明書のページ数を明示し、内容を簡潔に、一問一答形式で質疑してください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第39号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 全員賛成です。

よって、議第39号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第 40 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長 当委員会に付託されました議題40号を議題とします。

追加説明がありましたら、お願いします。

〔「ありません」と言う人あり〕

○委員長 これより質疑に入りますが、質疑のある方は予算書及び説明書のページ数を明示し、内容を簡潔に、一問一答形式で質疑してください。

質疑はありませんか。

大年委員。

○大年美文委員 質問というよりは、私一般質問のほうでもちょっと質問させていただきました。町長、やっぱり今後公共下水道、いろんなものがハードルがあったり、いろいろあるのかと思いますけれども、これ本当に町民を、どうなんですかね、そこまで言ったら申し訳ないけれども、苦しめる事業になるんじゃないかなと私は思います。ぜひいろんな意見を聞きながら、早い判断をしたほうが私はよろしいと思いますけれども、町長、お考えがあれば。

○委員長 町長。

○町長 答えいたします。

実は私どももそのような話は少しずつしていきまして、いろいろな問題が、解決しなきゃならない問題がございますので、解決しながら、いずれ先日の一般質問の議員の質問のとおり将来に負担を残さないような形で進めていきたい、このように考えています。

以上です。

○委員長 大年委員。

○大年美文委員 ぜひ時間をかけずに、こんなのは時間かければかけたって結論はもうどちらかですんで、できるだけ早い決断をしていただければと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長 稲葉委員。

○稲葉勝男委員 今下水道の話が出ていますけれども、私が担当してあそこまで持ってきた思いから、今の状態ですと皆さんのおっしゃることは当然なんですけれども、もう今現状であそこまでの状況が来ているんですけれども、これやはり加入者、今どのくらいかちょっと分かりませんが、加入の促進も大事で、加入促進をまずやること、これを一つやってもらいたい。できた当初は手石の皆さん、役場の職員もみんな歩いて加入促進をやった記憶がございます。今加入促進だとか、そういう意味でのまずあれを廃止したとか、そういうふうにすること自体はもうその時代によってしょうがないなと思うんですけれども、現状でやはり維持していく一つの方法として、加入者を増やすこと、これは非常に難しいと思いますけれども、その辺をどういうふうに、今どのくらいの加入者があってどういうふうに考える

か、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長 生活環境課長。

○生活環境課長 お答えします。

一般質問でもちょっとお答えをさせていただきましたけれども、現在公共下水道の在り方について調査研究している状況であります。今経営係というふうなものができまして、いろんな試算をしております。加入率が100%になったとしても経営はあまり変わらないというのが現状であります。そういった中で、加入率を上げ、今現在その在り方について検討している中で、この促進をして加入いただいた後にもし廃止という、在り方についての検討の中で廃止の方向に持っていく場合には、ちょっとまた補償をしなきゃならないという部分が出てきますので、100%ということの経営がちょっとかなり厳しいというのは現状であります。ですので、今後の方針としましては、在り方について今調査研究をしておりますので、その結果が出て、もしかするとその存続、廃止という形も出てくると思うんですけども、その判断が出た時点でまたそこについては検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長 稲葉委員。

○稲葉勝男委員 課長のおっしゃることはよく分かります。仮に廃止ということになると、もちろん廃止ということになればどうなるんですか、今加入している人たちがそのまま続行していくというと、維持管理というか、それは当然しなきゃならない。そうするというと、結局維持管理が全部100%入っても維持管理費で賄うというか、あれはなかなか難しいということでしょう。そうすると、その繰り返しで幾ら100%入っても加入しても駄目だということと結局廃止ということになると、その廃止後は、今考えてられる廃止後の加入されている方たちの措置というのはどういうふうに考えておりますか。

○委員長 生活環境課長。

○生活環境課長 お答えします。

今までもご説明をさせていただいた中では、事業費的に150億近くかけた事業になります。このことについて150億かけた事業を議員がおっしゃるように町として生かす方法があるかということで、庁内会議もしております。うちの経営の部分で庁内で課長政策調整会議の中で一応試算した中ですと、今の季一遊クラスのホテルが11件ほど建たないと、観光的に経営が成り立たないというので、一応検討の材料として調整会議にかけております。世帯数にしますと5,000世帯程度。今全町内が4,000世帯ぐらいですので、倍ぐらいの世帯、下水道区域

に増えないと経営が成り立たないというのは試算が出ています。うちのほうの生活環境課だけで決めるというのは経営の面で決めるというのは当然できませんでしたので、庁内の全部の課長合わせて協議をして、今後南伊豆町がその程度変われば経営は成り立つんですけれども、ちょっとそこら辺は見込めないだろうということで、今その調査研究に入っている状況であります。ですので、もう一つの廃止になった時点で、その今加入者の方々の補償に関しては、いろんな今調査研究をしている状況ですので、入間漁排の例がありますけれども、それについては今後協議していくという形になると思います。それにつきましても今国のほうと、一般質問でもお答えしましたけれども、今遠藤先生を交えて協議をしている状況でありますので、そういうことに関して何か進展があれば逐一議会のほうにも報告したいと思っております。

以上です。

○委員長 稲葉委員。

○稲葉勝男委員 今係長もいるけれども、処理方式が嫌気好気ろ床法これが当時は最新の処理方法だということであれを選定したわけなんですけれども、その当時たしか維持管理費の面でも大分安価に済むというような、そういう記憶があります。今課長おっしゃられるとおり、ぜひその存続できるかできないかの瀬戸際ですけれども、皆さんに納得がいくような方法で存続ややめるかどうか、その辺はまた検討していただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長 生活環境課長。

○生活環境課長 お答えします。

お答えしますというか、ちょっと追加ですけれども、補正としまして、今終末処理場のほうが耐震をしないと補助金がもらえないという今制度はできていまして、国土交通省のほうでありますけれども。今ちょうど係のほうで耐震がかなりどんどころにかかるかというので今出しているところであります。コンサル頼んでですね。ただ、以前ちょっと出た数字だと10億かかるという形で、だから10億かけて次のストマネといって、保全ですね。保全のほうでまた今後50年、100年維持していくとなると、100億ぐらにかかるという形になっていきますので、その補助金を、耐震をして補助金をもらうかというのはもうちょっとかなり清掃センターと同じように危機が迫っている状況にあります。大規模改修をしておりますので。ですので、大年議員が言うようにちょっとここで判断というのがちょっと必要になってきているのが現状であります。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第40号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 全員賛成です。

よって、議第40号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長 当委員会に付託されました議第41号を議題とします。

追加説明がありましたら、お願いします。

〔「ありません」と言う人あり〕

○委員長 これより質疑に入りますが、質疑のある方は決算書及び説明書のページ数を明示し、内容を簡潔に、一問一答形式で質疑してください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第41号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 全員賛成です。

よって、議第41号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長 当委員会に付託されました議第42号を議題とします。

追加説明がありましたら、お願いします。

〔「ありません」と言う人あり〕

○委員長 これより質疑に入りますが、質疑のある方は予算書及び説明書のページ数を明示し、内容を簡潔に、一問一答形式で質疑してください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第42号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 全員賛成です。

よって、議第42号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○委員長 当委員会に付託されました案件が終了したので、会議を閉じます。

なお、委員会報告については委員長が作成したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 異議ないものと認めます。

よって、委員会報告は委員長が作成します。

これにて予算決算常任委員会を閉会します。

閉会 午後 0時05分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

予算決算常任委員長 宮 田 和 彦